

平成三十年秋田県議会第二回定例会会議録

第二号

議事日程第二号

平成三十年九月十四日(金曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

一	薄井司	二	加賀屋千鶴子	三	吉方清彦	四	石川徹	五	佐々木雄太	六	杉本俊比古	七	鈴木健太	八	佐藤信喜	九	沼谷純	十	小原正晃	十一	平山晴彦	十二	東海林洋	十三	菅原博文	十四	北林丈正	十五	原幸子	十六	石田寛	十七	土谷勝悦	十八	近藤健一郎	十九	佐藤賢一郎	二十	大関衛
二十一	菅原博文	二十二	渡部英治	二十三	石川ひとみ	二十四	高橋武浩	二十五	今川雄策	二十六	鈴木健太	二十七	沼谷純	二十八	加藤麻里	二十九	三浦茂人	三十	佐々木雄太	三十一	鈴木健太	三十二	沼谷純	三十三	加藤麻里	三十四	三浦茂人	三十五	吉方清彦	三十六	佐々木雄太	三十七	鈴木健太	三十八	沼谷純	三十九	加藤麻里	四十	三浦茂人
四十一	菅原博文	四十二	北林丈正	四十三	原幸子	四十四	石田寛	四十五	土谷勝悦	四十六	近藤健一郎	四十七	佐藤賢一郎	四十八	大関衛	四十九	小松隆明	五十	本日欠席議員	五十一	鈴木洋一	五十二	小田美恵子	五十三	大関衛	五十四	佐藤賢一郎	五十五	近藤健一郎	五十六	土谷勝悦	五十七	工藤嘉範	五十八	加藤正敏	五十九	柴田正敏	六十	川口一
六十一	菅原博文	六十二	渡部英治	六十三	石川ひとみ	六十四	高橋武浩	六十五	今川雄策	六十六	鈴木健太	六十七	沼谷純	六十八	加藤麻里	六十九	三浦茂人	七十	佐々木雄太	七十一	鈴木健太	七十二	沼谷純	七十三	加藤麻里	七十四	三浦茂人	七十五	吉方清彦	七十六	佐々木雄太	七十七	鈴木健太	七十八	沼谷純	七十九	加藤麻里	八十	三浦茂人
八十一	菅原博文	八十二	北林丈正	八十三	原幸子	八十四	石田寛	八十五	土谷勝悦	八十六	近藤健一郎	八十七	佐藤賢一郎	八十八	大関衛	八十九	小松隆明	九十	本日欠席議員	九十一	鈴木洋一	九十二	小田美恵子	九十三	大関衛	九十四	佐藤賢一郎	九十五	近藤健一郎	九十六	土谷勝悦	九十七	工藤嘉範	九十八	加藤正敏	九十九	柴田正敏	一百	川口一

四十番 小田美恵子 四十一番 鶴田有司  
 四十二番 鈴木洋一 四十三番 北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	川原誠
観光文化スポーツ部理事	前川浩
総務部長	名越一郎
総務部危機管理監(兼)広報監	出口廣晴
企画振興部長	妹尾明
あきた未来創造部長	湯元巖
観光文化スポーツ部長	佐々木司
健康福祉部長	保坂学
生活環境部長	高橋修
農林水産部長	齋藤了
産業労働部長	水澤聡
建設部長	小川智弘
会計管理者(兼)出納局長	鎌田雅人

総務部次長 神部秀行  
 財政課長 猿田和三  
 教育委員会教育長 米田進  
 警察本部長 森末治

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

四十番小田美恵子議員、十九番東海林洋議員、三十七番柴田正敏議員、三番吉方清彦議員、三十二番近藤健一郎議員、九番加藤麻里議員、二十三番北林丈正議員、十六番高橋武浩議員、十二番小原正晃議員、十四番今川雄策議員、十七番平山晴彦議員、四番石川徹議員、以上の十二名から一般質問主意書が提出されております。

本日は、四十番小田美恵子議員、十九番東海林洋議員、三十七番柴田正敏議員、三番吉方清彦議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(鶴田有司議員) 御異議ないものと認めます。まず、四十番小田議員の発言を許します。

【四十番(小田美恵子議員)登壇】(拍手)

●四十番(小田美恵子議員) おはようございます。自民党会派の小田美恵子です。

まずは、西日本豪雨、そして北海道の大震災で被害に見舞われました方に心からのお見舞いを申し上げ、一般質問に登壇させていただきました。会派並びに議員各位、そして多くの皆様に御支援いただいておりますことを心から感謝申し上げます。通告の順に従い一般質問を行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、イージス・アショアについてお伺いします。

平成最後の夏は、県立金足農業高校の皆さんから大きな元気と希望をいただきました。そして、それとともに、多くの犠牲のもとに手渡された「平和」の大切さを考えさせられました。近年、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験を繰り返しており、日本を含む国際社会は、ミサイルや核の脅威にさらされています。国では、こうした状況を受け、平成二十九年三月に、男鹿市でミサイル飛来を想定した全国初の住民避難訓練を行ったほか、同年九月には、由利本荘市でも同様の訓練を行い、住民への危険情報の伝達方法や屋内への素早い避難方法について確認しております。今年六月には、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩委員長による米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島の非核化の促進に合意したとされ、一時の緊張状態は緩和されました。しかし、北朝鮮が我が国を射程におさめる弾道ミサイルを数百発保有していることに変わりはなく、ミサイルは、わずか十分程度で我が国に到達すると言われております。また、その他の国でも、我が国を射程におさめるミサイルを保有していることがわかっています。

このような状況を踏まえると、果たして本当に平和なのだろうかと考えさせられます。同時に、ふだんはなかなか取り上げられることはありませんが、国を守ることを大変さに気づかされます。改めて、関係する方々に心から感謝いたします。

こうした中、今秋田には、イージス・アショアの配備という国防に関する課題があります。知事はこれまで、私たちにもわかりやすい視点から、問うべきことは問い、聞くべき声は受けながら、この課題に取り組みまれていると思います。今は国の権限で行われる現地調査の報告を待っている状況と思いますが、いずれ国が結論を出す日が必ず来ます。たとえそれが秋田としてイエスであろうとノーであろうと。知事はその日を思いながら日々を過ごされていると思います。

世の中の人は皆、戦争は避けたいと願っています。特に戦争の時代を

生きてきた方々は、祈る気持ちでそう思っています。心に刻まれた戦争への恐怖感と拒否感、誰も立ち入ることができないものがあると思います。「きけわだつみのこえ」や歴史の本でも、終戦の後に国境で命を落とされたり、不可侵条約が破棄され、とてつもない悲惨な状況があったことを、多くの方々は知っています。戦争は絶対にやってはいけないのです。しかしながら、平和は黙っていて守ることはできないと思います。一人一人が、受動的ではなく能動的に向き合わなければなりません。文化的な交流を通してお互いの心を理解し合ったり、また、国としてしっかりと守りを整える等々、大きな努力をし、平和を守っていかねばならないと思います。

私は、イージス・アショアの配備自体は、防衛省が説明するとおり、弾道ミサイル攻撃を断念させる抑止力としてやむなしと思っています。しかし、その配備候補地が新屋という市街地であることについては、疑義があります。電磁波等による住民の健康や生活への影響の問題に加え、重要な防衛基地である以上、破壊・工作活動などの標的となる可能性は高く、人家が近い新屋への配備は、多くの方々の命を守るという国の目的と矛盾するのではないのでしょうか。この課題を解決するためには、大きな知恵が必要になってくると思いますが、今のところ、防衛省の説明では、周辺住民を安心させる具体策が乏しいのではないかと思います。

六月一日の福田防衛大臣政務官による知事、秋田市長等との面会を皮切りに、これまで防衛省は、県議会や秋田市議会のほか、地域住民等に対して説明を重ねていますが、説明が繰り返されるたびに、不安や不信、疑念が逆に高まっているとの指摘もあります。イージス・アショアは、弾道ミサイルから我が国を常時・持続的に防護するために配備しようとするものでありますが、一方で、知事も、県民の安全・安心を確保するという重要な責務を負っています。引き続き、国との信頼関係を維持し、配備が強行されることのないよう交渉を進めていく必要があると思いますが、県として今後どのように対応していくのか、知事の御所見をお伺

いします。

次に、第3期ふるさと秋田元気創造プランの推進についてです。

一点目は、施策の見直しと重点化についてです。

平成三十年度から、新たな県政運営指針である第三期ふるさと秋田元気創造プランがスタートしました。プランでは、十年後の目指す姿を、未来に向かって果敢に挑戦を続ける「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」として、その実現を目指しています。具体的には、「人口減少が抑制され、地域で安心して暮らせる秋田」、「産業競争力が強化され魅力ある雇用が創出される秋田」、「交通ネットワークが確立し交流が拡大する秋田」、「県民が健康に生き生きと暮らし、多様な人材が育つ秋田」、「安全安心で暮らしやすい秋田」の五つを目指す将来の姿として示しています。また、目指す姿の実現に向けて、推進方針、重点戦略などを定めた上で、今後の四年間で力を入れて取り組むべき施策を明らかにし、それを計画的・重点的に推進していくこととしています。

しかし、現代は、私が言うまでもなく、本当にこれまでの経験では考えられないほど、自然も社会も変化の激しい時代を迎えています。極端な話をすれば、昨日までは有効だった施策や取り組みが、今日には余り有効とは言えないものになってしまいうこともあり得るのではないかと思います。

県では、政策評価システム等により施策等の見直しを行っていますが、それらが有効な取り組みにつながっているのでしょうか。少子化対策等の成果が思うように上がっていない現状や、県民意識調査での評価結果を見れば、改善の余地があると思います。あわせて、プランはほとんど全ての分野を網羅していますが、現状やプランの進捗状況を踏まえ、より施策の重点化を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。柔軟かつ効率的に県政を進めていただきたいと思います。

二点目は、国予算の獲得に向けた取り組みについてお伺いします。

国の平成三十一年度一般会計予算の概算要求総額は、過去最大の百二

兆七千六百五十八億円になると発表されました。財務省の査定を経て編成される来年度の国の当初予算は、初めて百兆円を超える可能性があるなどと新聞各紙で報じられておりました。概算要求の総額が百兆円を超えるのは五年連続で、一般会計予算の概算要求総額は、平成三十年度当初予算に比べて約五兆円多く、政策経費も七十八兆円と約四兆円増えています。厚生労働省は、社会保障費の増加で前年比二・五%増の三十一兆八千九百五十六億円。防衛省は、北朝鮮のミサイル対策で新型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の導入等もあり、過去最大の五兆二千九百八十六億円。国土交通省は、西日本豪雨などを受け、水害や土砂災害対策費を大幅に増やし、総額七兆六百七十七億円。また、国の借金返済に充てる国債費は、平成三十年度当初予算から五・五%増の二十四兆五千八百七十四億円となっています。

秋田県では、国の概算要求に向けて、今年六月に「国の施策・予算に関する提案・要望書」を取りまとめ、関係省庁等への要望活動を行いました。例えば、「洋上風力発電など再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備」、「農業の競争力強化に向けた取り組みの着実な推進」、「県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進」、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」等々で、その数は五十九本になります。私は、国が厳しい財政状況の中で、どのように地方の声を吸い上げ、地方の背中を押していくのか注目しております。県としても、そうした国の方向性を踏まえつつ、現場として必要なことはしっかりと国に求め、具現化していただきたいと思っています。

今後、国は、財政規律に配慮しながら予算編成を行っていくと思いますが、歳入に占める地方交付税の割合が高い我が県にとっては、国の予算を最大限に活用し、県勢の発展を図っていく必要があると考えます。そこで、概算要求には、どの程度、本県の要望が盛り込まれているのか。また、今後どのような戦略で提案・要望の具現化を図っていくつもりなのか、お聞かせください。

三点目は、秋田の成長に向けた具体的な取り組みとして、中小企業振興についてお伺いします。

県内の企業は、九九・九%が中小企業です。そして、その中小企業の振興に関する施策を総合的に推進すること等を目的とした「秋田県中小企業振興条例」を平成二十六年に制定し、積極的に支援策を講じてきました。しかし、これまで行われてきた各種中小企業に対する支援策は、本当に支援を必要としている小規模な企業まで届いているのか、あるいは、国などのより適切な支援メニューを見落としていないのかという思いが、私にはいつもありました。ゆえに、きめ細かい施策の運用について、いつも語らせてもらいました。そんな中で、このたび、産業観光委員会での私の地元である由利地域や仙北地域を訪ねました。そこでは、きめ細かな県の支援により、若い世代の育成や企業間の連携、より高い技術の認証を得るための取り組みが行われていました。よい事例だけ見せていただいたと言えばそれまでですが、私の認識を超える内容でした。

豊かな秋田を標榜する「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」に魂を入れていくのは、現場にあるキラリと光る産業の芽を育てたいと願う企業者の熱い思いと、それにしつかり寄り添う行政マンの「目利き力」と育て上げるという「覚悟」が、とても大切なファクターだと痛感しました。アメリカ発の経済競争の動きもありますが、秋田の総力を上げて中小企業支援策を講じ、「中小企業者が挑戦する秋田」を根づかせていただきたいと思えます。由利地域や仙北地域の取り組みを踏まえ、中小企業の振興に向けた戦略と職員に期待することについて、お聞かせください。

次に、県土の保全と防災力強化についてお伺いします。

近年の局地化・激甚化する豪雨や頻発する地震等による大規模災害を踏まえ、今後想定される災害においても十分に機能する社会基盤の確立が急がれております。しかし、これらの社会基盤整備には相当の時間とコストを要することから、一度に整備することは不可能であり、計画的

に整備を進める必要があります。

そこで、第三期ふるさと秋田元気創造プランに基づき実施している、「災害に備えた強靱な県土づくり」の取り組み状況について伺います。

まず、「中小河川における減災対策の推進」についてです。

豪雨による洪水被害が頻発している河川の重点的な改修や、河道掘削等の減災対策の状況についてお知らせください。特に、昨年の七月、八月の豪雨で被災した芋川の改修等は、順調に進んでいるものでしょうか。二点目は、「県民の生命と財産を守る安全な地域づくり」に関する点として、農業用ため池の整備と山地災害対策についてです。

さきの西日本の豪雨災害において、農業用のため池の決壊に伴い、甚大な被害が発生しております。そこで、本県における農業用ため池の決壊等による被害を防止する取り組みについてお聞きします。また、本県においては、昨年七月の豪雨災害などにより、山地の崩壊や土砂の流出による被害が発生していることから、山地災害対策の状況についてあわせて伺います。

三点目は、「災害に対応できる交通基盤体制の整備」に関する点として、遊佐象潟道路について伺います。

平成二十五年、山形・秋田県境区間の遊佐―象潟間が国の直轄事業「遊佐象潟道路」として事業化が図られ、平成二十七年十月には象潟―金浦間が開通となりました。そして、平成二十八年十月には、地元待望の遊佐象潟道路の秋田県内での工事着工がなされました。遊佐象潟道路が開通すれば、県境地域の救急医療活動の向上や、国道の代替として災害時における集落の孤立化や遠距離迂回等が回避されることにつながります。つながってこそ、道路はその力を発揮できます。遊佐象潟道路の整備状況についてお伺いいたします。

最後に、防災意識の向上についてお伺いします。

私の関係しているある会では、総会の際に研修会を行っています。そのときに毎回お世話になるのが、県庁の出前講座です。会員全員の希望

を聞いて、研修会のテーマを決めています。これまでも、市町村合併や健康のことなど、数回、出前講座で講師派遣をしていただいてきました。今回はどうしても防災のことを学びたいとのことで、総合防災課の方々に出前講座をお願いいたしました。災害への備えについて講演していただきましたが、資料もとてもわかりやすく、すばらしい内容でした。特に、ハザードマップの確認、自主防災組織の充実が大切であることを学べたことが印象に残っています。阪神淡路大震災の折、自力または家族、近隣の人々などにより救助された人の割合が九八％であるという事実は大変驚きました。また、自助が七、共助が二、公助が一で、自分の生命身体及び財産は自分で守ることが原則で、ふだんから災害に対する備えを心がけておくことが大切であることも知りました。

防災力の強化には、ハード整備や行政の取り組みだけではなく、まず県民一人一人の防災意識を高める必要があると思いますが、こうした意識の普及に向けた取り組み状況と課題について伺います。

次に、児童虐待防止について伺います。  
東京都目黒区で、五歳の船戸結愛ちゃんが両親から虐待を受けて死亡した事件は、多くの人に深い悲しみを与えました。この事件のほかにも残念ながら幼い子の虐待の事件報道があり、本当に深刻な事態であると思えます。

国では、七月二十日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子供が亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、国、自治体、関係機関が一体となって子供の命を守るための緊急総合対策を決定し、各都道府県に通知したと聞いておりますが、県では、これを受け、どのような対応を取ったのか伺います。

私は、もっともっと踏みこまなければ、子供たちの命は守れないと思います。平成二十二年度から、自民党女性局は「児童虐待防止」を活動の柱の一つとしてきました。平成十二年に「児童虐待防止等に関する法

律」の成立や関連する児童福祉法の法改正を経て、これらの法律が施行される前の平成十一年当時に比べ、児童相談所への通報件数は六・七倍に増加し、右肩上りの状況が続いています。潜在化していた、未来ある子供たちへの虐待に対応しやすくなったということでもあると思います。平成二十九年度中に全国の児童相談所が対応した件数は、十三万件と過去最大となりました。この児童相談所対応件数が増加した要因は、児童相談所全国共通ダイヤル一八九の広報やマスコミ報道等により、国民や教育機関の児童虐待に対する意識が高まったことが挙げられます。なお、共通ダイヤル一八九は、「いち、はや、く」といいます。また、今年七月五日には、多くの方の御協力や駅前的大型商業施設の御協力もいただき、天気の良い日でありましたが、街頭活動をいたしました。用意したビラ百五十枚はあっという間に多くの方が手にしてくれ、関心の高さがうかがえました。

船戸結愛ちゃんの事例も、住所が変わり、その引き継ぎの間隙に起きました。また、テレビで、二十一歳まで親から虐待を受けていた青年が、「近くの誰かが気がついてくれるのをいつも待っていた」と話していたことが印象的でした。虐待を受けている子供たちは、誰かが気がついて助けにきてくれることを待っているのです。今、秋田県内ではこのような問題が大きな話題にはなっていないかもしれませんが、児童虐待の事例は皆無ではありません。そこで、秋田県は、決して児童虐待を許さないという決意を県内外に示すため、児童虐待防止宣言を行い、行政や関係機関が一体となって虐待防止に取り組むお考えはないものでしょうか。知事のお考えを伺います。

最後に、働く現場における課題について伺います。  
一点目は、障害者雇用水増し問題についてです。

ガイドラインが示されたにもかかわらず、中央省庁や本県を含む三七府県で不適切な算定があったとされます。なぜ、このようなことが起きたのか。理由としては、「認識が甘かった」、「プライベートへの配

慮から手帳の提示を求めづらい」、「強制できない」などが挙げられております。ガイドライン等、通知の不明確さも指摘されていますが、私はこの事件を聞いて、平成二十八年に知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」で起こった事件のことが頭をよぎりました。強弱はありますが、差別や偏見をなくし、障害者の気持ちに寄り添ってサポートをするという「心のバリアフリー」がまだまだ実現できていないのだと思います。ノーマライゼーションの考え方が社会の共通認識となってきたのはずなのに、このようなほころびが起きるとは本当に残念だと思えます。改めて、今回の原因と改善策、再調査の状況について、知事、教育長、警察本部長、それぞれにお伺いします。

二点目は、公立学校図書館の司書の現状についてお伺いします。

秋田県は、読書の日を制定し、読書推進条例も持つ文化的な県であると思っております。しかし、読書に携わる人々の現場の労働環境がきちんと整備されなければ、今後の読書の推進に支障を来すことになりかねないと思えます。

最近はいろんな場面で図書館の力、司書の力が語られており、我が県でも、少しずつではありますが公立学校における司書の必要性が認められ、その人数が増えてきております。しかし、まだまだ本県の学校司書の勤務条件は不安定なものであり、継続的・計画的な図書館運営を妨げる要因の一つとなっております。先ごろ、司書の方々がお互いの連携を強めてきたよりどころとなる会の二十五周年記念の会がありました。参加された学校司書の方々からは、様々な方から支えられているという現状に感謝する声も多く聞かれましたが、もう一步その専門性が認められず適切な評価を受けていない、フルタイムの正職員ではなく非常勤職員であることから、適切な図書館運営や開館時間が確保できていないなど、現状の待遇等について改善を求める声も多く聞かれたところです。また、本が大切、本の力を信じながらも、現在の給与では家族を持つことはできないと、職を辞さなければならなかった男性の司書の方もい

らっしゃいました。非常勤職員の場合、勤務時間は週二十九時間で、一日平均にしますと五時間四十八分程度となります。このため、文部科学省がガイドラインにおいて望ましいとしている、子供たちの登校から下校まで図書館を開館することが困難な状況になっています。また、非常勤職員であるためビブリオバトルなどの生徒の引率ができない、短時間勤務であることから時間内に業務を終えることができずにサービス残業が常態化しているなどとの声も聞かれます。

人口減少が進む秋田であります。この秋田に住んで頑張りたいと思う若い人たちもたくさんいます。それが許されないのは、秋田での将来の暮らしが思い描けないからではないでしょうか。いつまでも学校司書の方々の本へのひたむきな思いだけに頼っているのだろうか、それを当たり前と思っていいるのだろうかとは私は考えます。

そこで、教育長に伺います。現在、非常勤職員として県立高校に配置される学校司書を、フルタイムの正職員にいただくことはできないものでしょうか。専門性を身につけた司書の方がいれば、図書館は変わります。また、学校司書は、学習活動の支援や情報活用能力の育成支援も行うことができます。財源の問題もあろうかと思えますが、諦めず検討していただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。小田議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、イーリス・アシアについてであります。

国では、北朝鮮が弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返していたことを踏まえ、弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要性があると見て、昨年十二月にイーリス・アシアの導入を閣議決定し、国会での

審議を経て、調査に係る予算が承認されたところであり、今年に入り、南北首脳会談や米朝首脳会談が開催されるなど、北朝鮮が外交において融和姿勢に転じておりますが、我が国を取り巻く安全保障環境に鑑みずと、時代の変化を踏まえた国防上の一定の備えをすることも必要であると考えております。一方、基幹的防衛施設を新たに設置する場合、国土の狭い我が国では、おのずから制約があり、様々な課題が生じることは避けられないものであります。このような中で、防衛省は本県の新屋演習場と山口県のむつみ演習場にイージス・アシヨアを配備するとして、これまで数次にわたり住民説明会等を開催してきましたが、現段階では、住宅地に近い新屋演習場が配備候補地とされていることに対して、多くの地域住民の方々が懸念を抱いている状況にあります。

今後、防衛省は、そうした懸念に因應するためにも、地質や測量、電波環境等の調査を行うこととしておりますが、私からは、防衛省として必要な調査だけでなく、仮に新屋演習場に配備するとした場合、住民の不安を払拭する安全対策等を講じることができるとかの可否について明確にするよう、これまでも強く求めてきております。また、イージス・アシヨアの配備は国家的重要案件であることから、防衛省所有の土地のみならず、それ以外の国有地についても幅広く検討することや、物理的な工事は住民の理解が得られない限り着手しないことを要請するなど、配備を強行することがないように申し入れていくところであります。

いずれにしても、新屋演習場へのイージス・アシヨアの配備については、住宅密集地に近接しているという根本的な課題があり、今後とも、地元秋田市の意向を踏まえながら適切に対応してまいります。

次に、第三期ふるさと秋田元気創造プランの推進でございませう。

まず、施策の見直しと重点化でございませうが、県政運営の指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」の推進に当たっては、毎年度、政策評価制度により各施策の取り組み状況等をもとに評価・検証を実施し、新年度の予算編成においては、その結果や国の政策の動向、社会経済情勢

の変化等を踏まえながら「重点施策推進方針」を策定して、重点的に取り組むべき施策の立案を進めてきたところでありませう。

プランは、四年間を推進期間として施策・事業を展開してきておりますが、少子高齢化やグローバル化、科学技術の進展など社会経済情勢の目まぐるしい変化に的確に対応していくためには、適時、施策の見直しや重点化を図っていくことが重要であります。こうしたことから、先般の六月議会では、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計を受けて、三期プランの取り組みをベースとしつつ、さらにその内容を一歩進めるため、加速化パッケージを策定し、「人口減少下における経済力の維持」という、これまでにない視点からの取り組みをお示したところでありませう。

今後とも、時代の変化に機動的に対応した重点施策を打ち出すなど、より効果的に施策を展開し、「ふるさと秋田」の元気を創造してまいります。

なお、政策評価制度については、評価結果を予算編成に一層反映させるため、県議会への報告時期を前倒しするとともに、評価結果と県民意識調査結果との乖離を少なくするため、評価方法を見直すなど、これまでも改善を図ってきたところであり、今後も引き続き、評価システムの効果的な運用に取り組みでまいります。

次に、国予算の獲得に向けた取り組みでございませう。

このたびの概算要求では、六月の要望において、特に強く訴えた移住者を対象とする支援制度の創設が盛り込まれたほか、地方創生の推進をはじめ、農業農村整備や林業の成長産業化、道路ネットワークの整備、防災・減災対策等が増額され、また、インバウンド誘客の促進等についても今年度並みに確保されており、一定の評価ができるものと考えております。今後、個々の要望項目について検証を行い、年末に閣議決定される政府予算案に向けて、改めて私自ら大臣等を訪問し、箇所づけも含め、要望活動を行うこととしております。



本県の財政状況は、人口減少や高齢化の進行により中長期的に一層厳しさを増してくるから、引き続き、全国知事会等とも連携しつつ、本県選出の国会議員の御理解と御協力を得ながら、あらゆる機会を捉えて国等への要望活動を行うとともに、地方の実情を踏まえた制度の創設等についても積極的に提案し、要望の実現を図ってまいります。

次に、中小企業の振興でございます。

県内中小企業の持続的発展は、地域経済の活性化、安定的な雇用の創出にとって不可欠であり、地域全体の活性化という側面からも重要なものと認識しております。このため、中小企業振興条例において、その振興を県政の重要課題と位置づけ、県内商工団体による巡回訪問を通じた情報提供や専門家派遣の拡充など、相談機能を強化するとともに、設備導入や人材育成等の取り組みを支援することで、競争力の強化を図ってきたところであります。一方で、第四次産業革命の進展や有効求人倍率の高まりなどの環境の変化を踏まえ、三期プランでは、県内企業の連携促進やイノベーションの活用による競争力の強化、就労環境の改善等による産業人材の確保等を目指す姿として掲げており、各支援機関と連携したきめ細かな施策によって、人材の確保・育成を図りながら、先進技術の導入や技術力の向上、取引拡大等の支援を進めてまいります。

また、職員に対しては、常に企業現場を訪問し、個々に抱える諸課題やニーズにきめ細かく対応するよう求めてきたところであり、活用できる制度や技術の提案、生産性向上に向けたアドバイス、取引拡大のためのマッチング支援を行うなど、企業と一緒に課題解決、製品開発に取り組んできております。

今後とも、職員が熱い思いを持ち、現場目線とともに考え、中小企業の果敢な挑戦が形となるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、県土の保全と防災力強化について、中小河川における減災対策でございます。

県では、昨年七月、八月の豪雨による甚大な被害を受け、再度災害の

防止を図るため、淀川などの四河川において集中的に改良復旧事業を進めるとともに、家屋浸水被害が頻発した新波川においては、今年度より床上浸水対策特別緊急事業に着手したところであり、また、短期間に流下能力を向上させるために有効な河道掘削や伐木などを計画的に実施しているほか、県、市町村、气象台で構成する「県管理河川減災対策協議会」で定めた取り組み方針に基づき、簡易的な水位計百七十七基の設置を進めているところであり、来年度から地域住民への水位情報の提供を開始する予定としております。

なお、芋川では、昨年床上浸水が発生した松本地区の約二キロメートルの区間において、本年十月の完成を目指し河道掘削を進めているほか、下流の徳沢地区においては、国の交付金事業を活用しながら築堤等の早期完成に向けて取り組んでいるところであります。

引き続き、激甚化する災害に対応するため、関係市町村等と連携を図りながら、ハード、ソフト一体となった防災・減災対策をスピード感を持って進めてまいります。

次に、農業用ため池の整備と山地災害対策でございます。

近年、局地的な集中豪雨や地震等が全国各地で頻発し、本県においても、昨年七月や今年五月の豪雨により甚大な被害が発生しております。

県では、下流域に人家や公共施設があるなど、決壊した際に甚大な被害が懸念される三百四十三カ所のため池を「防災重点ため池」と位置づけ、耐震性調査を行い、その結果、危険性や影響度が高いと判断したことから、順次改修事業を進めております。また、全ての「防災重点ため池」において、ハザードマップを作成し、地域住民に周知するよう市町村に働きかけているほか、警察や消防と連携し避難訓練を行うなどの減災対策にも取り組んでおり、引き続き、ハード・ソフト両面から被害防止に向けた取り組みを推進してまいります。山地災害については、森林保全巡視員の配置により、被害箇所を早期に見つけて通報する体制を整備し、市町村と連携しながら危険地区の周知を図っているほか、被災し

た箇所については、さらに被害が拡大しないよう、迅速な復旧工事に努めております。

今後とも、山地における被害を最小限にとどめ、地域住民の安全が確保されるよう、山腹崩壊等の可能性や公共施設など保全対象への影響の大きさを勘案しながら、治山ダム等の設置や保安林整備等の治山対策を推進してまいります。

次に、遊佐象潟道路の整備状況でございます。

今年三月末時点での事業進捗率は約一〇%、用地進捗率は約五二%となっており、国土交通省からは、今年度、構造物の設計や用地買収のほか、大砂川地区道路改良工事などを進めていると伺っております。

現在、秋田・山形県境部における沿岸の幹線道路は国道七号のみであり、全面通行止めが発生した際には大きな迂回を余儀なくされていることから、遊佐象潟道路の整備により、災害時の代替性確保や救急医療施設へのアクセスの向上など、様々な効果が期待されております。高速道路の整備促進については、これまでも私自ら国に働きかけてきたところであり、引き続き、関係市町村や経済団体と連携を図りながら、早期の全線開通に向け、国に対し強く要望してまいります。

次に、防災意識の向上でございます。

県では、「秋田県防災ポータルサイト」やSNS等により防災情報を発信するとともに、市町村と連携し、自主防災アドバイザーの派遣や実践的な防災訓練を実施するなど、地域の実情に応じた防災対策を推進しております。しかしながら、県民意識調査では、災害時に備え、水や食料等を備蓄している家庭が五割となっているほか、西日本の豪雨でも課題となった、災害ハザードマップ等による危険箇所の把握は三割にとどまっている状況にあります。

今後は、出前講座に加え、地域での講習会や企業のセミナーなどに積極的に出向き、災害に対する備えや、災害時に自らが自らを守る行動が重要であることなどを直接伝えるとともに、学校における防災教育にお

いて、食料備蓄の必要性や災害ハザードマップを活用した適切な避難行動などについて、啓発に努めてまいります。こうした取り組みにより、県民の防災意識の向上を図りつつ、災害発生時に安全を確保し、自らの命を守る自助と、近隣の方々が力を合わせて地域を守る共助を促進し、地域防災力の一層の強化につなげてまいります。

次に、児童虐待の防止でございます。

県では、東京都目黒区の事案を受けて、国の対策に先駆け、六月十八日には、児童相談所と市町村に対し、支援を受けている家庭が転居した場合の情報の丁寧な引き継ぎや、速やかな面接の実施などの徹底を図ったところでありました。その後、七月二十日に国の対策が取りまとめられたことから、関係機関に対し、改めて転居事案の情報共有や子供の安全確認、関係機関の連携などの強化について周知を図っております。

児童虐待の防止に向けては、国の対策で示された取り組みを着実に進めていくことが重要であると認識しており、今後も機会あることに関係機関に徹底していくとともに、児童福祉司の増員や研修等による資質の向上など、児童相談所の体制強化に取り組んでまいります。また、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図っていくためには、社会的な理解を深めていくことが重要であることから、毎年十一月の児童虐待防止月間を中心に、街頭キャンペーンの実施や県・市町村広報誌への掲載、講演会の開催など、広く県民に対する普及啓発と情報提供の呼びかけを行っております。

議員から御提案の児童虐待防止宣言については、行政や警察、学校等の関係機関、地域住民などが一体となって虐待発生を抑制していく上で効果的であると考えており、今後、各地域においてセミナーを開催するなど、県民意識の高揚に向けた施策の充実を図りながら、宣言の実施に向けて取り組んでまいります。

最後に、働く現場における課題でございます。

障害者雇用水増し問題でございますが、障害者が健常者と同様に、そ

の能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立して生活を送ることが出来る社会を実現するためには、障害者の雇用を積極的に進めることが重要であります。こうした機運が高まる中で、国や地方を通じて、障害者の雇用に関し長年にわたり不適切な算定が行われていたことは、率先して障害者雇用に取り組みべき立場としてあってはならないものであります。本県においても、障害の程度や手帳の有無等について障害者手帳等により確認すべきところを、本人からの自己申告などをもとに算定してきたことは、通知等の不確かさもその一因であったとはいえ、制度の厳格な運用に対する認識が甘かったものであり、まことに遺憾に感じています。

県では、こうした不適切な算定を踏まえ、知事部局の全職員を対象に再調査を実施した結果、平成三十年度分については、該当者としていた七十三名のうち六名が身体障害者手帳等を所持していないことが判明いたしました。その一方で、新たに三名の職員が手帳を所持していることを確認した結果、法定雇用率を〇・〇四％下回り、必要となる障害者雇用者数に一人足りない状況となっていることから、当面は、非常勤職員の採用により、早急に法定雇用率を達成するよう努めてまいります。

今後は、職員採用試験において積極的な採用を進めるほか、非常勤職員についても就業の場の拡大を図るなど、障害のある方をはじめ県民の信頼回復に努めつつ、障害者雇用の促進に取り組んでまいります。

私から以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 小田議員から御質問のありました、障害者雇用の問題における教育委員会の状況について御説明いたします。

再調査により障害者手帳等を確認したところ、平成三十年六月一日時点での障害者数百十八人のうち、手帳等の確認ができた職員が九十八人でありました。残り二十人の内訳は、いずれも障害があるものの、障害者手帳等の交付を受けていない職員九人、障害者にカウントされたくな

いと希望した職員六人のほか、医療的措置により障害者でなくなり手帳等を返却した職員四人、退職者一人となっております。また、新たに四人から手帳等の添付による申告があり、その結果、障害者雇用率は二・一一％で、法定雇用率二・四％に対し不足する人数は二十人となります。障害者の雇用調査に関して不適切な算定となった原因は、国のガイドラインに対する理解不足に加え、確認や算定の誤りによるものであり、深く反省しているところであります。関係者の皆様におわび申し上げます。

今後は、厳正に事務を執行するとともに、障害者の法定雇用率の達成に向け、教職員や非常勤職員の採用を積極的に進めることで、障害のある方をはじめ県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

次に、公立学校図書館の司書の現状についてお答えいたします。高等学校における読書活動の推進と学校図書館の充実に向け、各高校では、教室や廊下など生徒の身近に本を置き、生徒が本を手にする機会を増やしたり、県立図書館との連携をこれまで以上に強化するなど、様々な取り組みを行っております。学校図書館の運営については、「学校図書館運営委員会」を組織し、司書教諭を中心に図書部の教員や臨時職員が担当しており、非常勤職員の「学校司書」もその一員として、学校図書館の充実に寄与しております。

学校司書については、平成十九年度から採用を行い、これまで計画的に拡充を進めてきており、この七月には新たに二名を採用し、計十四名を県内の高校に配置したところであります。

御質問のありました、フルタイムの正規職員として学校司書を配置することにつきましては、生徒数の減少に伴い、毎年教職員数を減らしていかざるを得ない状況に鑑みますと、現状では困難であると考えておりますが、会計年度職員の導入に伴い、新しい制度への移行の中で待遇の改善等を検討してまいります。

以上でございます。

【警察本部長（森末治君）登壇】

●警察本部長（森末治君） 障害者雇用に関する御質問にお答えいたします。

県警察におきましても、身体障害者手帳等の有無について、全警察行政職員に対し再調査を実施したところ、平成三十年度分については、該当者としていた十名のうち八名が手帳等を所持していないことが判明いたしました。当該障害者の二名については重度身体障害者に該当するため、結果として法定雇用率を一・四四％下回り、必要となる障害者雇用者数に五人足りない状況であります。また、算定方法につきましても、法律や国のガイドラインの内容を正しく理解しないまま、障害者手帳等を確認することなく算定してきたという不適切な事実が判明いたしました。

県警察といたしましては、制度の適正な運用に対する認識が甘かったものであり、まことに遺憾であります。こうした不適切な算定を行ったことについて深くおわび申し上げますとともに、今後は厚生労働省のガイドラインに沿った適正な対応に努め、法定雇用率を満たすべく、なお一層、障害者雇用の促進に努めてまいります。

●四十番（小田美恵子議員） 知事はじめ教育長、それから警察本部長、真摯な御答弁ありがとうございます。

特に、まず一つはイー・ジェス・アショアですけれども、この件につきまして、今日、知事も明確に、配備強行を絶対に許さない、このことに対してはきちんと向き合うという、私もそこがポイントじゃないかと思っております。その姿勢を今後とも堅持いただきますようお願いいたします。

それと、昨年の九月に一般質問させていただきました折、やはり中小企業が元気であるということが秋田県を元気にしていくということでした。そのとき余り現場の状況を深く私も知り得なかったのですが、言葉として「目の覚めるような施策を」と言った覚えがあります。ところが今回、現場を回らせてみましたら、非常に世代交代——社長さんから次

の方に世代交代が進んでおり、社長さんの立ち位置は、遠くから見ながら、掌で若い人たちをうまく育てながらやっているという姿勢がありました。それはやはり県の助成とか支援とかいろいろな場面があつて、ゆつたりと経営を見ながら、育てながらいけるということがあつたので、目が覚めるまではいきませんが、大分目がすっきりした感じの施策展開でございました。これを農業でも林業でも水産業でもやっていくと、もう畜産の部門では、小松農林水産委員長がびつくりされていましたが、若い人たちが現場に来るようになっていっているんですね。ですから、ぜひとも各産業においても、行政マンの方が現場をよく回って、その息遣いを感じ、そして頑張っていただいたいの思います。そうすれば、秋田からも絶対に若い人たちがどんどん出ていくのではなく、残りたい若い人たちもいっぱいいます。本当に生活の糧があればここで頑張りたいという、農地で頑張りたい、林の中で頑張りたい、製造業の工場の中で頑張りたい、そういう若い人たちがいますので、そういう空気をもう少し、工夫しながら積み上げてもらいたい。再度、知事にその覚悟をお聞きしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 自身の例を余り出すのもなんですが、たまたま技術系ですから、県庁に入って約十年近く同じ職場、当時の商工課というところに行きました。とにかく職員が現場で——机の上で考えるのではなく、現場に行きますと、その企業の良さ、あるいは悩み、様々な課題を、目で見ることができません。また、やはり現場で、企業の中小企業の皆さんと一緒に考え、そして悩み、そしていい結果が出れば喜ぶというように職員が自ら中小企業の一員となったような姿勢で臨むということは、非常に企業主からも信頼を得ます。その信頼関係が逆に励みになって企業の方も伸びます。農業も林業も同じでございます。そのように、私は常に現場目線ということで、現場にとにかく行けと。そして、現場でその相手と一緒に悩み、そして考えるようにと。そういう中で、特に農

業について、最近ちよつとこれはいい現象があります。農業近代化資金は、いつも余ってるんですよ。ところが最近、枠が足りないよ。ということ、相当、農業においても設備投資が進んでいるということ。これは多分、若い方が後継者になりますよ、いろいろな新しい機器を設備投資するということには前向きですので、今回も近年の利子補給の方を提案してございます。いずれとにかく全ての問題について、現場で職員が自らのこととして悩み、一緒にやるといふ姿勢を強く職員に求めております。これからもそういうことで県民とともに歩むということが、いろいろな面で中小企業、農林水産業の前進につながるものと感じ、今、行っております。

●議長（鶴田有司議員） 四十番小田議員の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。再開は十一時十五分といたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十五分再開

出 席 議 員	三十九名
一 番 薄 井 司	二 番 加 賀 屋 千 鶴 子
三 番 吉 方 清 彦	四 番 石 川 徹
五 番 佐 々 木 雄 太	六 番 杉 本 俊 比 古
七 番 鈴 木 健 太	八 番 佐 藤 信 喜
九 番 加 藤 麻 里	十 番 佐 藤 正 一 郎
十一 番 三 浦 茂 人	十二 番 小 原 正 晃
十三 番 沼 谷 純	十四 番 今 川 雄 策
十五 番 鈴 木 雄 大	十六 番 高 橋 武 浩
十七 番 平 山 晴 彦	十八 番 石 川 ひとみ
十九 番 東 海 林 洋	二十 番 渡 部 英 治
二十一 番 菅 原 博 文	二十二 番 佐 藤 雄 孝
二十三 番 北 林 丈 正	二十四 番 竹 下 博 英

二十五番	原 幸 子	二十七番	田 口 聡
二十八番	石 田 寛	二十九番	三 浦 英 一
三十番	土 谷 勝 悦	三十一番	工 藤 嘉 範
三十二番	近 藤 健 一 郎	三十三番	加 藤 鉦 一
三十四番	佐 藤 賢 一 郎	三十七番	柴 田 正 敏
三十八番	大 関 衛	三十九番	川 口 一
四十番	小 田 美 恵 子	四十二番	鈴 木 洋 一
四十三番	北 林 康 司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（竹下博英議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十九番東海林議員の発言を許します。

【十九番（東海林洋議員）登壇】（拍手）

●十九番（東海林洋議員） みらい会派の東海林洋です。一般質問を行います。小田議員と一部重複する部分もありますが、お答え願います。はじめに、イージス・アショアについて伺います。

防衛省は、地上配備型弾道ミサイル防衛システム「イージス・アショア」の配備候補地として、秋田市の自衛隊新屋演習場と山口県のむつみ演習場の二カ所を選定し、六月一日に福田政務官と防衛省の職員が本県を訪れ、知事、秋田市長に説明を行いました。ここから今日までの三カ月半の間に、様々な対応がありました。県議会では、六月十四日に全員協議会を開き、防衛省の説明を受け質疑を行ったほか、六月二十九日には、ほぼ全議員が参加し、新屋演習場の現地視察も実施しました。また、県と秋田市が防衛大臣に提出した詳細な質問状に対する回答が示されこ

とを受けて、七月二十三日にも二回目の全員協議会を開催しています。住民説明会については、知事と秋田市長が連名で防衛大臣に申し入れをし、六月から八月にかけて、対象の方を分けながら複数回実施されています。最新の状況では、八月二十七日に防衛省側から県への説明があり、①新屋演習場が配備不適の場合に備え、他の国有地について「検討する」と。②全体施設の構想。③運用と警備に必要な人員二百名程度を「基地の敷地内」に配置すること。④旅客機への影響等のため、電波環境調査を実施することなどが示されています。

こうした中で、地元住民側から大きな動きがありました。演習場に隣接する地域の自治組織である「新屋勝平地区振興会」から、イージス・アシヨアの新屋への配備計画の撤回を求める要望書が提出されました。その内容は、国のミサイル防衛システムの必要性を否定するものではなく、迎撃ミサイル基地を住宅密集地に配備することは認められないというものです。防衛省の説明では、住民の安全確保に関する具体的な対策に乏しく、必要な事前の調査や検討もなされていない現状では、配備されれば将来にわたってテロや武力攻撃に巻き込まれるという不安を抱えながら生活していかなければならない住民の方々にとって、配備は認められないと考えるのは当然のことと思います。新屋勝平地区振興会は、地域の全ての町内会で構成される自治組織であり、同振興会が全会一致で新屋への配備計画に反対を決めたことは、住民の方々の意思として重く受け止め、尊重すべきものと考えます。

小野寺防衛大臣は、秋田市長への回答文書において、「住民の理解が得られない中で配備を強行することはないか」という質問に対して、「地元の理解と協力を得られることが重要であり、自衛隊の用地であっても同様と考えている」と回答しています。また、「地元にとどのような理解を求めるのか。何をもちて地元の理解を得たと判断するのか」という質問に対しては、「地元の意見を踏まえつつ判断していきたい。地元の懸念を払拭できるよう丁寧な説明などに努力する」としています。何

とも釈然としない内容です。地元の意見は尊重されるのか、それとも、配備することの方が重要だからとの考えで地元の意見は無視されてしまうのか、よくわかりません。こうした防衛省の態度が、住民の不安や不信、疑念を逆に高めているものと思います。

県や市町村など地方自治体の使命は、住民福祉の向上、つまり地域に暮らす人々が安心して生活できる環境を整備し、守っていくことであり、ます。県議会も含め、今回の配備計画に対して厳格に向き合わなければならぬものと考えます。

そもその原因は、イージス・アシヨアの配備候補地の選定に当たって、防衛省が選択理由に住宅密集地を避けるという当然のことを考慮しなかったことにあります。本来、ミサイル基地などの軍事施設を設置する場合は、運用における事故等の影響を避けるため、また、テロなどの破壊行為や武力攻撃の目標となる可能性があることから、当該施設の防衛や住民が巻き込まれ犠牲となることを防ぐために、居住区域から離れた広い場所にすることは世界的な常識でありましょう。やむを得ず住宅地に近い場所を選ぶ場合には、日常生活への影響や安全確保について、事前に十分な検討を行い、確実な対策がとれる状態であれば提案できないものと考えます。防衛省が、とにかく早く配備したいという気持ちから必要な安全対策を後回しにしていることは明らかであり、地域住民イコール国民の安全確保を軽視していると言わざるを得ません。

住民の安全の確保については、極めて重要な問題であり、県と秋田市でも、①住宅密集地に隣接していることへの対応策。②テロ行為や直接攻撃等への警備、防衛体制。③住民への危害防止対策などについて質問していますが、その答えは要約すると、①緩衝地帯等は必要性も含めて今後検討する。②イージス・アシヨアは重要な防衛装備なので、敷地内を囲み、訓練した人員二百名程度と秋田駐屯地の部隊などを活用し守る。③平素の対応や不測事態が発生した場合の対応については、通常は警察機関が一義的な対応の責任を有しているので、国民保護の観点から、自

治体や警察機関との連携を強化したいというものです。イージス・アショアを守るために、相当の警備体制を敷地内に置くので、結果的に周辺の住民の安全も守れるとの論ですが、本当でしょうか。

秋田県国民保護計画によりますと、武力攻撃（緊急対処事態）の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定や情報の収集などは、警察を含む県の役割となっておりますが、武力攻撃事態などにおける武力攻撃の排除措置による被害の極小化は、自衛隊の業務となっております。表現も含めてとてもわかりにくいので、実際の例を挙げて、誰がどう対応するのかについて、警察本部長に伺います。

まず、平常時におけるテロ行為や武力攻撃への対策について、警察や海上保安庁、自衛隊の役割と業務内容、また、それぞれがどのように連携協力しているのかをわかりやすく示していただきたいと存じます。

次に、イージス・アショアが配備されたとして、基地周辺の住宅地に、銃火器類を装備した武装集団が集まり、住民が人質になるなど危険な事態が起きた場合の対応はどうか。一義的には警察の対応ということで、住民を助けるため、武装集団と対峙するのでしょうか。もし対峙するとして、警察には逮捕・制圧に必要な装備や訓練された人員は整っているのでしょうか。また、警察力をもって逮捕・制圧できない場合、人質等危険な状態にある住民の救出や鎮圧は、誰がどの段階で行うのかなどについてお示しください。

また、防衛省の回答文書では、平素の警備や不測の事態が発生した場合の対応について、自治体、警察機関や海上保安庁との連携を強化して協力態勢を構築するとしています。警察庁と防衛省の間で共通の認識が持たれているのか。また、防衛省から働きかけなどの動きがあるのかについてもお知らせ願います。

佐竹知事は、この問題に対して、住宅地や学校などに近過ぎる、事前に十分な調査や検討がなされていない、安全確保の具体性が示されていないことなどを指摘し、最初から厳しい姿勢を貫いてきました。住民の

理解が得られていない状況では、配備を認めることはできないとの考えも明確に示しております。保安距離の問題についても、仮に用地が確保できたとしても、海岸と住宅地に挟まれた土地のため限界があり、安全性の確保として効果は限定的なものと考えられます。何よりも防衛省は、最初に提示した自分たちの考えを繰り返すだけで、住民や自治体の意見を全く取り入れようとしていません。こうした状況を踏まえ、イージス・アショアの配備計画に対する現在の認識と今後の県の対応について、知事の考えをお伺いします。

次に、防災対策について伺います。

改めて、日本は自然災害が多いことを感じています。七月の西日本豪雨では、広島県や岡山県などで二百名を超える犠牲者が出ていますし、九月上旬の台風二十一号では、大阪府など関西地方を中心に、空港や住宅などに甚大な被害が発生しました。さらに、九月六日未明に発生した北海道地震では、震度七を記録し、北海道全部、約二百九十五万戸が停電、鉄道も全てストップするなど、考えられない事態となりました。亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた地域の皆様には一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本県においても、最近は大雨による被害が続いており、人的被害は発生していないものの、安心してはいられません。西日本豪雨では、洪水により自宅から避難できず、部屋の中で亡くなった高齢者も多かったようです。報道機関の調査によると、犠牲者の出た岡山、広島、愛媛三県の十七市町の避難率が、平均で約四・六%にとどまるとのことでしたが、その中で最も高い避難率を示した広島県坂町では、日ごろから訓練で手順を確認していた自主防災組織の役員の人たちが、避難準備情報の段階で、戸別訪問などで避難を呼びかけたことが効果的だったようです。自主防災組織と日ごろの活動や訓練の重要性を強く感じさせられました。

本県でも、東日本大震災の後に、県議会に防災に関する特別委員会を設置し、情報や避難、備蓄などの分野について調査を行い、県に提案し

ておりましたので、自主防災組織の構築も指当進んでいるものと思っておりますが、そうでもないようです。平成二十九年四月一日現在の県内市町村の自主防災組織の組織率は、世帯数の割合で平均六九・六%であり、全国平均八二・七%より低く、順位も全国四十二位となっております。内容を見ますと、一〇〇%の六団体を含め、九〇%以上の団体が十一団体あるのに対し、五〇%以下の団体が九団体もあります。低い方では、湯沢市の五・八%、仙北市一〇・八%、五城目町六・四%、八峰町一七・二%と、二〇%以下となっております。平成三十年四月一日現在の速報値では、多少の増減はあるものの、県内平均では七〇・五%と、わずか〇・九ポイントの増にとどまっています。

自主防災組織をつくり、日ごろから防災訓練や見回り、避難所の運営などに取り組むことは、実際の災害発生時において極めて有効なことは言うまでもありません。県でも市町村に対する支援や啓発活動を実施している中で、組織率が伸びない原因は何でしょうか。岩手県議会では、四十六人の議員全員が「防災士」の資格取得を目指すとの新聞記事もありました。知識を広げ、県民の関心を高めるためには、参考になるものと思います。高齢化や過疎化が進む本県では、自主防災組織活動は極めて重要なことと考えます。現状の分析と今後の対応について、知事の御所見を伺います。

次に、障害者雇用について伺います。

中央省庁の障害者雇用水増し問題は、厚生労働省の調査によると、中央省庁で三千四百六十人、裁判所等で四百三十六・五人の水増しが判明しており、実際の雇用率は、法定雇用率を大幅に下回っていたことになりました。今後、独立行政法人や国立大学法人のほか、全国の都道府県や市区町村の調査結果も取りまとめる方針が示されていますが、水増し人数は相当な数になるものと見込まれます。本来、率先して法令を順守すべき行政機関等が、原則的な取り扱いである障害者手帳の確認をしいなかつたために発生したものであり、深く反省し、調査の上、早急に改

善する必要があります。

本県の状況については、さきの県政協議会で報告があり、厚生労働大臣に通報している雇用の実人員は、知事部局で七十三人、教育委員会百十八人、警察本部十人となっております。現在、対象職員について手帳等の確認を行っているとのことでしたが、調査の状況と今後の採用試験等における改善方法についてお示し願います。

今回の問題の根底には、本来の目的である「障害者雇用に関する理解を深め、障害者に能力を発揮する機会を与え、職業生活の自立や安定を図る」ということに努力せず、「とりあえず法定雇用率をクリアしていれば良い」という安易な考え方ができるように感じます。いずれ、国においては反省を踏まえて対応策を示してくるものと思いますが、それを待つのではなく、本県としての障害者雇用の充実に取り組むべきと考えます。

まず、県の雇用人員について、法定雇用率を上回る採用を目指すとともに、障害者の方に必要な職場環境の充実強化を図るべきだと思います。さらに、業務の関係で雇用できない場合は、障害者を雇用している企業や各種法人などに業務委託や発注することも有効な方法と考えますが、知事の御所見を伺います。

県内では、障害者の就労支援を行う場所として、雇用契約に基づく就労継続支援A型の事業所が二十三カ所、雇用契約に基づかないB型の事業所が百十三カ所あり、最近ではB型が増えていると聞いております。工賃については、A型が平均で月額約六万四千円、B型では月額約一万五千円程度であり、安定的な仕事の確保に苦勞している事業所もあるようです。こうした事業所への支援についても充実に図っていくべきだと思います。各種対策と支援を行いながら、県民や民間企業等の障害者雇用に関する理解を深め、障害者の安定した就労を実現していく必要があると考えますが、今後の対応について知事の御所見を伺います。

次に、林業の振興について伺います。



去る七月に、秋田県林活議員連盟の川口会長が、「林活地方議連」全国連絡会議の会長に就任されました。全国議連は、四十五道府県の議員約二千人と、四百二十八市町村の議会が加盟する団体です。名譽なことであると同時に、全国の地方議員の代表として、国との交渉や各地域の林業振興施策の構築などに、先頭に立って尽くさなければならぬ責任もあります。秋田県が全国の模範となれるようにとの気持ちを込めて質問いたします。

本県は、二十四万ヘクタールの杉人工林面積を有し、資源量は日本一ですが、その全てが林業経営に適した森林ではありません。山頂部や傾斜の急な場所で生育の良くない所や、林道などから遠く離れた奥山の地域など、経営には適さない森林が存在しています。不利な条件の森林を適正に処理・管理し、経営に適した優良な森林を活用し、経済林として循環していくことが求められるわけですが、これまでは、林道網整備に時間がかかることや、木材価格の低迷により改善に着手することができない状況が続いていました。やっとこうした問題を解決できる可能性が出てきました。森林環境税が平成三十六年度から実施されるほか、来年度から施行される「新たな森林管理システム」に合わせ、森林環境譲与税が創設されることになっています。来年度から譲与される額は、県に約一億円、市町村に約四億円と見込まれています。譲与基準が私有林の人工林面積と林業就業者数のほか、人口も三〇%の割合で算定されるため、各市町村ごとには差が大きいようですが、安定した財源であり、今後段階的に譲与税が増額されるため、相当な効果があるものと思えます。

「新たな森林管理システム」は、市町村が実施主体として、森林所有者の意向を調査し、市町村に森林経営を集め、優良な森林などを民間経営者に再委託するほか、経営に適しない森林は市町村自らが適正に管理するという仕組みで、農地中間管理機構の森林バージョンと思えばわかりやすいと思います。

良いシステムだとは思いますが、課題もあります。まず、各市町村が積極的に取り組んでくれるかどうかです。譲与税は一般財源でなし、譲与される額も市町村によってばらつきがあります。所在する森林の状況も違いますので、多くの市町村が将来を見通して積極的に推進するという方向に進むよう、働きかける必要があります。また、実際に事業を実施するためには、その地域の森林の状況や森林・林業分野に精通した人材が必要ですが、各市町村においては、合併や行政改革などで職員数を大きく減らしてきていることもあり、林業関係の職員は二十五市町村で約七十人程度、他業務との併任や一人体制の場合も多いとの推計もあります。外部の人材も含め、新たな業務の人材をどう確保するのか。また、既存の職員で対応する場合は、研修等をどう行い、育成していくのか。あるいは、外部委託する場合でも、適正な管理はどうするのかなどを解決しなければなりません。

さらに、市町村からの再委託を受けて、森林を経営する意欲ある事業者を確保する必要があります。原木価格が立方メートル当たり一万円程度の状態が続いている現状では、コスト削減により収支を安定させ、再造林できる経営を目指すことが当面の対応であろうと思います。コスト削減の重要な要素は、林業専用道など大型トラックの通れる林道網の整備です。県内では、ハーベスタやフォワーダーなどの高性能林業機械の導入が進んでおり、作業効率は飛躍的に向上していると思われまます。八月に、林活議員連盟の現地調査として、鹿角地域の国有林において実際の作業現場を視察し、機械の能力の高さを実感してきましたが、事業者の方からも、現場への機械の運搬と伐採した木材の輸送費が収支に大きく影響するとの意見を伺いました。県でも、林内路網の整備には力を入れていくことは承知していますが、意欲ある経営者を育成するためには、さらなる整備を行う必要があります。加えて、従来の下刈りや枝打ちなどを何回も行う一連の森林施業全体についても、工夫する余地があると思えます。

「新たな森林管理システム」や森林環境譲与税は来年度からスタートしますので、既に対策を行っている部分もあると思いますが、市町村への働きかけや人材の育成・確保、コスト削減のための施策等について、現在の進捗状況と今後の対応について、知事にお伺いいたします。

最後に、産業振興と人材育成について伺います。

一点目は、地方大学・地域産業創生事業についてです。

この事業は、地方の若者人口が大幅に減少する中で、地域の人材への投資を通じて地方の産業振興を目指すことを目的に、地方大学の振興と東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出を三本柱として、地方における若者の修学・就業の促進を図るものです。具体的には、地方公共団体、地方大学、産業界などでコンソーシアムを構築し、大学での人材育成の充実と産業界との連携による研究開発等を通じ産業の創出を目指すもので、内閣府を中心に年最大七億円の交付金を五年間、合計三十五億円の支援が受けられる仕組みです。非常に魅力的な事業であり、将来の秋田県の発展に大きく貢献できる可能性を感じて、私も本年三月に内閣府の担当者から情報収集してまいりました。

本県の持つ全国レベルの特徴として日本酒の発酵技術などを例示されましたが、何を選ぶかは県で十分検討されたいとのことでしたので、担当部局や総務企画委員会の場を通じて、この事業の活用と、どういう分野を目指すべきかの議論をオープンにして、広く県内外の関係者から意見を集め、最適なものを選択すべきだと提案してきましたが、県では、既にこの七月に、内閣府に対して実施計画書を提出しています。計画書の内容は、「サステイナブル モビリティ A K I T A」創生プログラムという名前で、秋田大学や県立大学、モーター関連の優れた技術を持つ県内企業のアスターなどが、トヨタなど自動車メーカーやIHIなど重工メーカーの支援を受け、新しい素材による軽量化技術や最新のモーターによる電動化技術等の研究開発を行い、航空機や自動車など輸送機械の電動化の開発拠点化を図る。あわせて、主に秋田大学の学部再編を

行い、この分野の実践的人材育成を図るといふものです。

そこで伺いますが、本県が目指すべき産業としては、ほかにもドローンやセンサー機能を活用した農業機械の無人化研究と実証、さらに農業機械メーカーの組立工場の立地、あるいは木からつくる新素材の「セルロース・ナノ・ファイバー」の大量生産技術と電子基盤や自動車部品への活用、さらに日本酒などの発酵技術を用いた新商品の開発など、本県の資源や立地条件を生かした分野もあると考えます。こうした事業との比較検討は行っているのか。また、今回提出している事業については、誰がどう決めたのかについてお知らせください。

さらに、この事業が本県の将来の産業の柱として、単なる部品工場的なものではなく、完成品の製造につながるものなのか、その展望について知事にお伺いいたします。

二点目は、地域の基盤となる産業を支える人材の育成についてです。人口減少、少子化の影響により、県内の地域社会を支える人材が減ってしまいました。建設業やサービス業の中では、有効求人倍率が五倍を超える職種もあり、地域の中小企業では、一人を採用するのに何年もかけている状況です。産業の振興というより、地域社会の維持に必要な人員を下回ることも危惧される状況です。

従来、地域の基盤産業を支える人材は、実業系高校の卒業生が中心でしたが、生徒数の減少や大学などへの進学者の増加、県外への就職、高校の統廃合などにより、地域に残る人材が本当に少数になっています。この傾向は、しばらく続くものと推察されます。こうした現状と将来に危機感を抱いた建設業などの産業界から、人材育成について、現在の高校の充実に加え、必ずしも高校という枠にとられず、産業界と連携した形で教育機関をつくれないう声も出ています。どんな分野で、どういう形態規模が良いのかなど課題はありますが、関係する各界の方や小・中学生から大学生も含めて、検討する場を設けてはいかがでしょうか。オープンな形で議論し、理想の人材育成機関をつくることは、若

者の地域定着にもつながるものと思います。

ただ一つ、この人材育成は、特に県内の地方に重点を置いて考えていただきたいと思います。全国知事会の提案と同様、地方の人材育成に投資することを強く望みたいと思います。知事の御所見をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。  
(拍手)

●副議長（竹下博英議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 東海林議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、イージス・アショアについて、現在の認識と今後の対応でございます。

これまで防衛省では、県、秋田市、県議会・市議会、地域住民に対し、数次にわたり説明してきましたが、現段階において、電磁波の与える影響のほか、十分な保安距離や緩衝地帯が確保できるかなどについて、データ等に基づく具体的な説明が行われておりません。このため、住宅地に近い新屋演習場が配備候補地とされていることに対して、多くの地域住民の方々が懸念を抱いており、私自身も、新屋演習場が配備候補地として適しているかについて、疑問を感じざるを得ない状況にあります。防衛省では、今後、地質や測量、電波環境などに関する調査を実施した上で、住民の健康や定期旅客機への影響等を確認するとともに、十分な保安距離を含む安全確保のための対策について検討するとしております。防衛省の所管外の国有地についても並行して検討するとしております。

いずれにしても、秋田と山口が、我が国の中枢である首都圏を含む日本全体を効果的にカバーすることに適している地点なのかというそもその基本的な点や、住宅密集地に近接する場所へ配備する場合には、なし得る限りの具体的な安全・安心対策等が明確にされていない状況で

は、厳格な姿勢で臨まなければならないものと認識しており、地元秋田市の意向を十分に踏まえながら対処してまいります。

次に、防災対策でございます。

自主防災組織は、地域の防災や高齢者等の避難活動に大きな役割を担っていることから、県では、組織の育成に向けて、自主防災アドバイザーを派遣するほか、出前講座などを行っております。しかしながら、組織率が低い市町村や組織の活動が低調なところもあり、この要因については、高齢化等に伴う地域コミュニティの希薄化に加え、組織を牽引するリーダーが不足していることによるものと考えております。

このため、組織率の低い市町村においては、これまでの町内会や自治会単位から学区単位や自治会を統合したエリアでの組織化など、地域の実情に応じた枠組みを検討していく必要があります。また、消防職の経験者等が防災士の資格を取得し、自主防災組織の立ち上げを主導することにより、組織率の向上に成果を上げていく市町村もあることから、地域の防災活動のリーダーとなる人材を育成することが急務であり、その取り組みを支援していくことが重要であると考えております。

今後は、地域防災力の維持向上に向け、市町村と連携しながら、自主防災組織の広域化や防災士の資格取得等によるリーダーの育成を進め、組織の活性化と組織率の向上に努めてまいります。

次に、障害者雇用でございます。

県の一雇用の現状と今後の対応でございますが、今般、障害者の雇用に関し不適切な算定が行われていたことは、率先して取り組むべき立場にある県としてあつてはならないことであり、まことに遺憾を感じております。

こうした事態を踏まえ、県では各任命権者が再調査しており、知事部局においては、平成三十年度分について、該当者としていた七十三名のうち六名が身体障害者手帳等を所持していないことが判明したところがあります。一方で、新たに三名の職員が手帳を所持していることを確認

した結果、法定雇用率を○・○四％下回り、必要となる障害者数に一人不足している状況であることから、当面は、非常勤職員の採用により、早急に法定雇用率を達成するよう努めてまいります。

また、近年の身体障害者を対象とした職員採用試験の受験者数は、採用者数と同程度となっており、採用数の確保に苦慮しているところでありますが、今後は、受験者が増加するよう一層の周知に努めるところにも、職務経験者採用における障害者枠の導入についても研究を進めてまいります。

障害者の雇用促進に当たっては、上司や同僚が障害者それぞれの特性について理解を深め、ともに働く上で十分な配慮を行うことにより、職場に定着してもらえよう支援することが重要であります。障害者を雇用する企業に業務委託したとしても、県の障害者雇用率には算入されませんが、企業における障害者雇用の促進に向け、県では、障害者職業訓練を奨励する取り組みや、入札参加資格の認定に当たり、障害者を雇用している企業に加点するなどの配慮をしており、引き続き、障害者雇用に積極的に推進している企業の育成支援を図るとともに、障害者が生き生きと働くことができる職場環境の整備にも努めてまいります。

次に、障害者雇用の充実でございます。

県では、全ての障害保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターを設置し、障害者の就業と生活の支援を行っているほか、障害福祉サービスの就労継続支援事業利用者の工賃を向上させるため、新たに受発注の仲介・相談を行う共同受注窓口の設置に向け、準備を進めているところであります。また、障害者の就労においては、職場の理解不足が課題となっており、ことから、障害者の特性に配慮した雇用及び就労に関する啓発について、現在制定準備を進めている障害者の差別解消に係る条例に盛り込むとともに、労働局と連携し、障害者に対する雇用及び就労を支援してまいります。

障害者の社会的・経済的自立を促進し、共生社会を実現するため、で

きるだけ多くの方が一般就労していただけるよう環境整備を行うとともに、一般就労が困難な方には、福祉就労の場を確保し、その工賃水準が向上するよう、一層支援の充実を図ってまいります。

県内企業の障害者実雇用率は、平成二十九年六月時点では一・九八％と十一年ぶりに全国平均を上回りましたが、法定雇用率二・〇％には達していない状況にあります。このため、県では、引き続き関係機関と連携しながら、実習先企業での就労を目指して短期の職場実習を行う企業と障害者を支援するほか、就職に向けたパソコン、木材加工、クリーニング等スキル向上のための職業訓練を実施し、障害者の安定した就労の実現に取り組んでまいります。

次に、林業の振興でございます。

新たな森林管理システムは、生育が悪いなどの理由で放置されてきた森林を、市町村が主体となって適切に管理する制度であり、本県の恵まれた森林資源を次世代に引き継ぐためには、県内全ての市町村でしっかりと取り組むことが重要であります。県では、これまで、地域振興局に市町村等との連絡会を設置し、業務の推進に関する課題や対応方向等について意見交換を行ってきたところであり、事業を円滑に推進するためには、市町村における実施体制の整備と、森林管理を担う経営体の確保・育成に取り組む必要があると認識しております。

実施体制の整備については、主体となる市町村職員の確保が前提となることから、まずは、事業の推進手順や森林管理の委託業務等に関する研修会を開催し、人材育成を進めるとともに、職員による人材確保が困難な市町村には、専門知識を有する地域林政アドバイザーを紹介するなど、それぞれの実情に応じ、きめ細かく支援してまいります。また、森林管理を担う林業経営体の確保・育成に向け、森林所有者の合意形成を図りながら、林業専用道等の整備を促進するほか、これまでの実証で有効性が確認されている、伐採と再造林を一体的に行う一貫作業システムの普及や下刈りの省力化等により、施業コストを低減し、収益性の向上

を図ってまいりたいと考えております。こうした取り組みにより、来年度から、全ての市町村が円滑に事業を実施できるよう全力でサポートしてまいります。

次に、産業振興と人材育成について、地方大学・地域産業創生事業についてであります。

本事業は、地方を担う若者が大幅に減少する中で、各地域での人材への投資を通じた生産性向上や中核的産業の振興を目的として、今年六月に創設されたもので、今年度の計画認定は全国で十件程度と想定されており、地域と企業が一丸となって本気で取り組む優れた案件に限るものとされております。この事業では、技術開発の熟度はもとより、ビジネスモデルとしての先進性や特定分野で日本一・世界レベルを目指すテーマの設定が重要であり、加えて、国内トップレベルの研究者の招聘やプロジェクトの推進を担う事業責任者の選定など、厳格な要件が課されております。こうした点を踏まえ、あきた未来総合戦略で定める成長分野のうち、産業労働部内に専任部署があり、県内外の企業や大学との技術開発に取り組んでいる輸送機産業に関するプロジェクトを推進すべきであると判断し、県と大学、事業者等で構成する「秋田県大学振興・若者雇用創出推進会議」に諮った上で、七月下旬に国に申請したものであります。

御提案のあった取り組みについては、単独で本事業の要件をクリアするには高いハードルが想定されますが、例えば発酵技術では、国の地方創生推進交付金を活用して東京大学発のベンチャー企業である株式会社ユーグレナと県内企業との共同研究により、七月には麹菌を活用した健康食品が新たに発売されるなどの成果が上がっており、他の取り組みについても進捗状況を踏まえながら、本計画との連携等の可能性について検討してまいります。

また、本計画の取り組みは、電動化が進む次世代の航空機や自動車における革新的な技術であり、本県の輸送機産業に卓越した競争力を与え

るものとして期待されることから、複数の県内企業による複合材の技術研究組合やモーターの試作組合を組織し、産業化に向けた体制を整えたところであります。今後は、こうした体制整備に加え、大手重工・自動車メーカーと連携しながら研究開発をさらに加速することで、軽量複合材や高性能モーターにおける基幹技術として確立させ、国内トップレベルの製造拠点の形成を目指してまいります。

次に、地域の基盤となる産業を支える人材の育成でございます。

県内産業の持続的な発展を図るためには、社会のニーズや産業構造の变革に対応した産業人材の確保・育成が重要であります。このため、県では、情報関連産業など成長分野のみならず、地域の基盤を支える産業分野の人材育成に取り組んでいるほか、県内企業の情報発信や学生とのマッチング支援等による若者の県内定着を促進しているところであります。

今年三月に卒業した高校生の県内就職率は六八%を超え、十三年ぶりの高水準となっておりますが、多くの業種において人手不足による事業展開への影響が懸念されております。こうした中であって、建設業においては、高校生等を対象とした出前講座や若手社員向けの研修会を開催するなど、業界団体が主体となって人材の確保・育成に取り組んでおります。

県としましては、若者の地域定着につながる産業人材の育成について、どのような方策があるのか、雇用の受け皿となる業界団体に加え、教育委員会と連携して、働く側の若者からも率直な意見を聞く場を新たに設けるなど、地域の基盤を支える産業人材の確保・育成に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

【警察本部長（森末治君）登壇】

●警察本部長（森末治君） イーリス・アショアに関連し、警察における平時と有事の対応についての御質問にお答えいたします。

はじめに、県警における平常時のテロ対策についてお答えいたします。

県警としましては、テロ対策の要諦を「テロの未然防止」とし、「水際対策の強化」、「テロ関連情報の収集・分析、テロ容疑者の発見・取り締まりの強化」、「爆発物原材料対策」、「重要施設の警戒警備の徹底」等を実施し、テロ対策に万全を期すように取り組んでおります。

次に、「警察や海上保安庁、自衛隊との連携協力状況」についてですが、県警では、平素より海上保安庁と連携して、海外のテロリストが入国を試みた場合、これを国際海港における入国段階で阻止するための「水際対策」を推進しております。「海港対策」では、秋田港、船川港及び能代港にそれぞれ設置された「港湾保安委員会」において、緊急時の連絡方法や不法入国事案発生時の対応要領について情報共有・確認を行っているほか、毎年「港湾保安総合訓練」を開催して、連携の強化、事態対処能力の向上に努めております。

自衛隊との連携協力状況については、県警では、自衛隊が内閣総理大臣の命を受けて「治安出動」した場合における連携強化等を目的に、毎年、警察と自衛隊による共同実動訓練を実施しております。昨年度は、武装工員が秋田県沿岸から本県に侵入したとの想定のもと、お互いの装備や役割等について確認し、連携を図っております。

次に、「武装集団が集まり、住民が人質になるなどの危険な事態が起きた場合の対応」ということですが、国内の治安維持については、警察が一義的な責任を有しております。そのため、県警では、テロ事件等に対する高い対処能力を確保するため、銃器対策部隊等の各種部隊を設置しており、日ごろから所要の訓練を行うとともに、その装備資機材の充実を図るなど必要な取り組みを推進しております。また、県内部隊で十分でない場合には、他県に配置されている特殊部隊等の応援を得て対処することになります。

そして、御質問の「警察力を持って逮捕・制圧できない場合」につきましては、具体的にどの段階でということは一概に申し上げることはで

きませんが、自衛隊に対し、自衛隊法第七十八条に基づき、内閣総理大臣が治安出動を命ずることとなります。

次に、防衛省からの回答文書に関しての「警察庁と防衛省間の共通認識」につきましては、省庁間のことですので、県警としてはお答えする立場にはありませんので回答は差し控えていただきます。

また、「防衛省から県警に対する働きかけ」に関する御質問でありますが、現時点においてそのような働きかけはございません。

県警といたしましては、さきに申し上げました各種テロ対策及び関係各機関との連携をさらに推進しまして、県民の安全と安心の確保に努める所存であります。

●十九番（東海林洋議員） 一点だけ再質問させていただきます。

イージス・アショアについてですけれども、知事は、これまでの対応それから今日の御答弁でも、一番心配しているのは、このまま何ら対策がないまま、国において新屋に強行配備されることだと思います。我々よりも、これまで直接防衛大臣とか防衛省の幹部等とやりとりをなされてますので、その可能性、いわゆる強行配備されるかもしれないという可能性を一番肌で感じられていると思います。非常に心配な状況にあるのかどうか、そこをもう一度お示しいただきたいと思えます。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 私も確認したわけではございませんが、この案件は防衛省そのものも急激に出た話で、かなり準備がなく、防衛省の中でも議論が分かれているという状況もあります。この案件の特殊性は、防衛省の技術（技術研究本部の略）、あるいは統幕（総合幕僚監部の略）などの下から上がってきた問題でなく、これは官邸の問題なのです。ですから、官邸が主導して決めたことに対応するというところで、私も大変なんです。官邸が決めたことですから。ですから、これは防衛省だけでというわけにはいけません。防衛省はそこら辺について、予算の制約があったり、いろいろな面がありますが、今までの情報からすると、やは

り私どももかなり厳しい対応をしてございます。相当疑問点について指摘してきます。ですから、全く今の状況で、何も対策をとらずに強行するということは、私はないと思います。ただ、その度合い、いわゆる我々が十分にある程度望んで、そして地元住民も一定の理解が示されるそのくらいの安全策になるのか、あるいはその途中なのか、そこら辺は見きわめが必要ですが、私どもとしては、仮にあそこでないければならぬ、または絶対あそこにするという場合については、最大限の安全策を求めていくのは県として当然のことと思います。

●副議長（竹下博英議員） 十九番東海林議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時三十分再開

出 席 議 員	四十名
一 番 薄 井 司	二 番 加 賀 屋 千 鶴 子
三 番 吉 方 清 彦	四 番 石 川 徹
五 番 佐 々 木 雄 太	六 番 杉 本 俊 比 古
七 番 鈴 木 健 太	八 番 佐 藤 信 喜
九 番 加 藤 麻 里	十 番 佐 藤 正 一 郎
十一 番 三 浦 茂 人	十二 番 小 原 正 晃
十三 番 沼 谷 純	十四 番 今 川 雄 策
十五 番 鈴 木 雄 大	十六 番 高 橋 武 浩
十七 番 平 山 晴 彦	十八 番 石 川 ひとみ
十九 番 東 海 林 洋	二十 番 渡 部 英 治
二十一 番 菅 原 博 文	二十二 番 佐 藤 雄 孝
二十三 番 北 林 丈 正	二十四 番 竹 下 博 英
二十五 番 原 幸 子	二十七 番 田 口 博 聡
二十八 番 石 田 寛	二十九 番 三 浦 英 一

三十番 土谷勝悦	三十一番 工藤嘉範
三十二番 近藤健一郎	三十三番 加藤敏一
三十四番 佐藤賢一郎	三十七番 柴田正敏
三十八番 大関賢衛	三十九番 川口一
四十番 小田美恵子	四十一番 鶴田有司
四十二番 鈴木洋一	四十三番 北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（鶴田有司議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。三十七番柴田議員の発言を許します。

【三十七番（柴田正敏議員）登壇】（拍手）

●三十七番（柴田正敏議員） 自由民主党の柴田正敏でございます。このたび一般質問の機会を与えてくださいました先輩、そして同僚議員の皆様、そして今日は遠くから傍聴にいただきました皆さんにも重ねてお礼を申し上げます。

それでははじめに、外国人宿泊者数の増加に向けた目標設定と取り組みについて伺います。

先月、観光庁がまとめた二〇一七年の宿泊旅行統計調査によると、本県における外国人宿泊者数は、前年比で五六%増の十万四千六百六十人となり、初めて十万人を超えました。これにより、あきた未来総合戦略に目標値として掲げた「平成三十一年までに十万人」を、大きく前倒して達成したことになります。その大きな要因は、台湾のチャーター便による団体旅行等の拡大であると考えられます。台湾からのチャーター便は、二〇一六年度までに年間約五十便ほどでありましたが、昨年は過去

最多となる百二十便と一気に便数を増やし、今年度も一定量の運航が見込まれ、今後の持続性と拡大が望まれます。

県では、これまで、交流人口の拡大や観光資源づくりを元氣プランの重点戦略に位置づけ、台湾への知事のトップセールスをはじめ、新たにタイや香港をマーケットとしてプロモーションを強化するなど、戦略的かつ積極的な取り組みが功を奏したと言えるのではないのでしょうか。しかし、本県における外国人宿泊者数について、目線を秋田から東北、そして全国にまで拡大すると、楽観はできません。十万四千六百六十人という数字は、全国的に見るとわずかに〇・一%、東北では最下位であり、隣県の青森県や岩手県と比べても約二倍近い差があります。確かに、成田空港や羽田空港など、国際ハブ空港からの距離的・時間的ハンディキャップは理解できますが、これについては青森県や岩手県も同様であり、これほどまで大きな開きがあることに動揺を隠せません。本県には、世界的レベルの「秋田犬」をはじめ、伝統行事や祭り、日本酒等の発酵食文化など、海外にも通用する観光コンテンツが豊富に存在し、決して隣県と比べても劣らない、秋田ならではの大きな魅力があることは明らかであります。言うまでもなく、これら数多くの魅力的な誘客コンテンツを生かすも殺すも、県の今後の取り組みにかかっております。

少し話題がそれますが、夏の甲子園で準優勝に輝き、県民に、いや、日本国民に勇気と感動を与え、このたび県民栄誉章の受賞が内定した金足農業高校野球部の活躍は、いまだ記憶に新しいものがあります。このすばらしい成果には様々な要因が考えられますが、甲子園での一戦一戦を見る限り、「チーム一丸となった野球」、そして「雑草軍団」に象徴される「決して諦めない野球」を徹底していることにあるように思われます。また、金農野球部はふだんから、「甲子園優勝」という、これまでの県内高校野球部にはない高い目標を設定し日々の練習に取り組んできたことが、大きな要因の一つであると考えます。私は、ふるさとを離れ、首都圏で暮らす一人の若者から、今回の金農野球部の甲子園での一戦が

終わるごとに電話をもらいました。そして決勝戦が終わった後、彼は最後にこう言いました。「俺も頑張るから」と。この一言に、金農野球部が私たちにくれた全てがあります。

さて、県では「第三期ふるさと秋田元氣創造プラン」に、外国人宿泊者数について、平成三十三年に年間で二十万人という目標を掲げており、一見すると現状の倍増となる高い目標値にも思われます。しかし、先ほど私が申し上げた、東北、そして全国レベルからすると、決して高い目標とは思えず、金農野球部並みの高い目標設定と意識が必要であると強く思います。そこで、県における外国人宿泊者数を一層増やし、まずは東北最下位から早期に抜け出すためには、より高い目標を新たに設定し、台湾とのチャーター便の運航拡大と秋田の観光資源のさらなるブラッシュアップが必須であると考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、農業ICTの普及について伺います。

御承知のとおり、農林水産業や建設産業、食品産業分野などにおいて、担い手の減少や高齢化の進行等による労働力不足は、無視することの出来ない大きな問題です。平成二十七年の農林業センサスによると、全国の農業就業人口は二百十万人で、うち六十五歳以上が百三十三万人と全体の六割以上を占めており、また、世界的に見ても我が国の基幹的農業従事者の高齢化は突出しているほか、農業経営組織別に見ても、稲作従事者の六十五歳以上の割合は七七%と、野菜や果樹、畜産従事者に比べ、高齢化が深刻な問題となっております。さらに、現場においても、依然として機械化が難しく、手作業に頼らざるを得ない危ない作業やきつい作業、トラクター操作などの熟練者でなければできない作業が多く、省力化や軽労化、人手の確保、新規就農者への栽培技術の継承が重要な課題であると思えます。

こうしたことから、国では、今年六月に閣議決定された「未来投資戦略二〇一八」において、ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業、いわゆる「スマート農業」の実現を目指



しております。具体的には、自動走行トラクターや自動運転田植機などのGPS自動走行システム等の導入による超省力・大規模生産の実現や、水田の水管理の遠隔・自動制御化、ドローンを活用した生育状況の把握及び無人ヘリによる自動施肥などの多収・高品質生産の実現、さらには、農業用アシストスーツ、無人草刈りロボットの導入による作業軽労化の実現などが挙げられております。こうしたスマート農業の実現に向け、国では、有識者等からなる「スマート農業の実現に向けた研究会」を平成二十五年に立ち上げ、推進方策の検討や農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインの策定を進めてきたほか、最近では、データに基づく農業の実践に必要な各種データやサービスを相互に連携・共有できる、データプラットフォーム「WAGRI（ワグリ）」の構築を進めており、来年四月の本格稼働を目指していると聞いております。

また、岡山県のJA阿新では、担い手の育成強化を図るため、農業用ドローンの講習受付から機体の導入、運航のための各種手続まで一括して支援する取り組みが実施されているほか、千葉県のJAちばみどりでは、農業用機械のメーカーの社員を講師として、農業ICTの導入によるメリットなどを紹介する講演会が実施されており、さらに三重県では、専門学校生がドローンと人工知能を活用して、ミカンの収量を予測するシステム開発に乗り出すなど、全国的にも農業ICT導入への機運が高まっていると思えます。

県内でも、徐々にではありますが、ICTの活用に向けた動きが見られます。例えば、井川町の農事組合法人では、耕作を諦めた生産者から引き受けた水田や畑が増え続けているため、水田の水位センサーによる作業の省力化に向けた実証試験に取り組んだほか、横手市のある自動車学校では、今後様々な分野で需要が見込まれるドローンパイロットの人材育成を図るため、今年度から「秋田ドローンスクール」を開講いたしました。このドローンスクールでは、座学、実技実習、試験等、四日間のカリキュラムが組まれており、卒業後に発行されるスクール修了証を

民間のドローン推進団体であるJUIDA（ジュイダ）に申請することにより、JUIDA操縦技能証明書や安全運航管理者証明書を取得することができます。今年七月には第一期が卒業しておりますが、三十歳から四十歳前後の方々が多く中で、七十三歳の方もいたのは驚きでありました。また、職種別では、建設業関係者、農家、自営業をされている方など様々で、受講目的を聞いたところ、「趣味の一環」と答えた方が大半でしたが、いずれは仕事に活用したいとの意見も多くなりました。

これまで述べました、国の動き、他県での動き、そして県内での動きを調査する中で、農業を取り巻く環境が我々が思っている以上に速いスピードで変わっていることを強く感じました。一方、県では、今年度からスタートした三期プランにおいて、「省力化技術やICT導入による超低コスト稲作経営の確立」を掲げており、今年度からの新規事業として、水位センサーを活用した水管理省力化の実証試験やGPSを活用した農業機械による水田主要作業の実証を行うこととしており、また、去る六月議会においては、三期プランの加速化パッケージとして、農業関係者を含めた全産業向けのドローン体験交流会が事業化され、大館市、五城目町にあるICT研修拠点を有効活用することによる県内産業の活性化が期待されております。

これら事業の実施については、もろ手を上げて賛成するところではありますが、より重要なのは、いかにしてこうした最新技術の普及・拡大を図っていくかであります。若い農家の方々は、最新の機械や技術に対する知識が豊富であることから、農業ICTの普及には興味を持ち、率先して導入してくれると思います。しかし、農家の多くは高齢者であります。こうした方々に農業ICTを普及・啓発を図っても、すんなり理解され、受け入れられ、実践されるものでしょうか。私自身、普及にはかなり時間がかかると思います。やはり従前からの考え方ややり方にとらわれる農家が多く、こうした最新技術の導入に関し、「よし、やってみるか」と一念発起する農家は余り多くないと思います。現在、国や県が

進めている最新技術の実証を終えたとしても、こうした新技術の普及が進まなければ、宝の持ち腐れとなってしまいます。

そこで、知事に伺います。高齢化する農家に対し、現在、国や県で進めている農業ICTをどのように普及させていくお考えでしょうか。私は、現在進めている実証試験と同時平行で、今から高齢農家への新技術普及を図るための制度設計が必要と思います。これには、最新技術や機械に精通している若い農家とのつながりが非常に重要であり、若い農家から高齢農家へ最新技術が伝えられるような仕組みづくりが今後必要と考えます。また逆に、高齢農家から若い農家に、これまで培ってきた農業への思いと愛情を、ぜひつないでほしいと思います。知事の御所見を伺います。

次に、ため池の安全対策について伺います。

まず、防災対策についてであります。

ため池は全国に約二十万箇所存在し、このうち受益面積が二ヘクタール以上のものは約六万箇所あり、この約七割が江戸時代以前に築造されたものと推測され、全国的に堤体や取水施設が老朽化しております。また、ため池には、洪水調節や土砂流出を防止する効果に加え、生物の生息・生育の場の保全、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しておりますが、一方で、近年頻発する自然災害により決壊などの被害が相次ぎ、防災上大きな課題となっております。

農林水産省によると、平成二十八年度まで十年間に、豪雨や地震によつて全国で約八千八百箇所のため池が被災しており、中でも平成二十三年の東日本大震災では、多くのため池が被災したことにより、住宅や農地のみならず、とうとい人命までもが犠牲となりました。これを受け、国では、平成二十五年度から約三年間にわたり、ため池の構造や下流などの周辺環境等について、全国一律の判定基準のもと、「ため池一斉点検」を全国で実施し、県内でも約二千五百箇所点検が行われました。国の基準では、下流に人家や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響

を与えるおそれがあるものを「防災重点ため池」として位置づけていますが、平成二十八年八月末に公表された調査結果によりますと、県内では三百四十三箇所がこれに該当し、今後、重点的に耐震性調査や耐震工事などのハード対策及びため池ハザードマップの作成、周知などのソフト対策を順次進めていくこととしております。

そこで、知事に伺います。まずは、ハード対策の耐震性調査とその対策工事の進捗状況についてであります。関係者から話を聞きますと、思うように進んでいないと伺っておりますが、対策工事の完了目標年度はいつなのか、また、目標年度までの完了に向け、どのようにして進捗率の向上を図っていくのか、お聞かせください。

あわせて、ソフト対策についてもお伺いをいたします。ため池ハザードマップについては、作成しただけでは意味がなく、住民に公表・周知してはじめて意義あることと思います。しかし、国の「ため池ハザードマップポータルサイト」を見ますと、県内市町村でハザードマップを公表しているのは、大仙市のみとなっております。国のポータルサイト以外の手法で公表している市町村も一部あるようですが、公表が遅れている市町村があれば、早急に公表するよう働きかけるべきと考えます。ハザードマップの公表が遅れている原因は何にあるとお考えでしょうか。また、早急な公表に向けて、県の積極的な関与が必要と考えますが、今後どのような取り組みをされるのかお伺いをいたします。

次に、ため池の健全な保全について伺います。

昨年の九州北部豪雨では、農業用ため池の決壊が相次ぎ、福岡県朝倉市では、国の調査で老朽化などの問題点がないとされたため池でも、想定外の局地的豪雨と土石流によつて、市内のため池百八箇所の約一割に当たる十一箇所が決壊が発生する事態となりました。県内でも、昨年の七月豪雨で秋田市内のため池が決壊したほか、九十一箇所のため池が被災したことは記憶に新しいところであります。また、今年の西日本豪雨で十一箇所のため池が決壊した広島県では、現在、各市町が地元農家と

ともに緊急点検を進めている最中と聞いております。また、大雨等による被災以外でも、幼児や児童、高齢者が転落するといった事故も発生しており、転落防止柵設置など、平常時における安全管理も重要となってきております。

ため池に限らず、こうした施設が破損・決壊したり事故が起きたりすると、常に取り沙汰されるのが「適正な管理がされていたか」ということとあります。江戸時代以前の築造が多いため池の管理者は、多くが地元の水利組合や自治会、個人農家であるため、管理者の高齢化や農家の減少により管理体制の弱体化が問題となっており、また、いざ改修にどれかかろうとしても、農家が減る中で受益者にかかる改修費用の負担が重くのしかかり、工事の合意形成も容易ではないのが実態だと思います。

そこで、知事にお伺いします。豪雨の頻発や管理する農家の減少、老朽化の進行、周辺における事故の危険性が増すなどの、ため池を取り巻く環境が変化している中で、県内のため池の健全な保全に向けて、県として今後どのように取り組みをされるのかお伺いをいたします。一義的には、施設改修や維持修繕については施設管理者が行うものと思いが、農家の減少により、ため池の管理体制が弱体化する中、県独自の管理方針の策定や老朽化対策の加速化が必要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高校生の学力向上について伺います。

毎年実施されている全国学力・学習状況調査の今年度の調査結果が、七月末に公表されました。今年度は、国語、算数・数学のほか、三年に一度の理科を加えて行われ、本県における各教科の平均正答率は、小学校で三ポイント以上、中学校で四ポイント以上、全国の平均正答率を上回る結果となり、また、小・中学校ともに、ほぼ全ての問題において本県の平均正答率が全国平均を上回っているほか、無回答率も小・中学校ともに、ほぼ全ての問題で全国平均を下回っているという結果が示されました。

本調査は平成十九年度から今年で十一回を数えますが、良好な状況が続いております。こうした成果は、平成十三年に開始した少人数学習推進事業や、県独自の学習状況調査などの息の長い取り組みが実を結んだ結果であり、今回の「全国トップレベルの教育」の礎になっていると思えます。また、平成二十七年には「秋田わか杉七つの『はぐぐみ』」を作成するなど、「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を目指し、オール秋田で教育環境の充実を図ろうとしております。

こうした全国トップレベルの学力養成などの取り組みを、小・中学教育から高校教育へとつなげてほしいものですが、こと高校教育となると、学力の面での目に見える成果が乏しいように思います。今年三月に教育庁が公表した「秋田県高等学校卒業者の進路状況調査」によると、卒業生に対する四年制の国公立・管外大進学率は一五・七%と、前年度の一六・四%と比べ〇・七ポイント減少しているほか、国公立・管外大合格率については、三六・六%と前年度の三九・八%から約三ポイント減少しました。私立大学への進学者は昨年に比べ増加傾向にあるものの、県の三期プランでは、大学進学志望者の多くが国公立大学を目指している状況を踏まえ、高校生の進学希望者の学習成果を示す「国公立大学希望達成率」をプランの指標として掲げ、力を入れて取り組んでいくことを踏まえると、一層の努力が必要と思います。小・中学校で実施している県独自の少人数数学級を、今年度から新たに高校一年生に導入することとして、県内では大館鳳鳴、能代、秋田北、大曲の四校が対象となっております。小・中学生のような成果があらわれることを期待しておりますが、それには長い時間と労力がかかると思います。

全国の都道府県における大学進学率を見ると、首都圏が上位を占め、地方になればなるほど下位になる傾向があるほか、上位と下位の差は倍近く開いており、都道府県間でかなりの格差があるという指摘もあります。これは、都道府県における平均所得が関連しているようにも見えます。

すが、本県の順位においては言わずもがなでしょうか。このように「小・中学校の学力テストの成績は良いのに、大学進学となると低調である」といった県内の現状に、疑問を持っている県民は私だけではないと思います。

そこで、教育長にお伺いいたします。このような現状をどのように理解しておられるのか。また、こうした現状の背景や要因は何にあるとお考えでしょうか。さらに、都道府県間で大学進学率の格差がある中、県として、これをどのように是正していくおつもりでしょうか。プランに掲げる取り組みだけではなく、一歩二歩踏み込んだ具体的な対策の検討が必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

もちろん、高校教育においては、大学進学だけが全てではないことは理解しておりますが、「秋田は、小・中学校のみならず、大学への進学率も全国的に見ても良好である」ということになれば、県外からの移住・定住の呼び水になるかもしれません。この件につきましましては、四年前の私の代表質問の際にも同様の質問をさせていただきました。私自身、どこか腑に落ちないところがあり、今回改めて質問させていただきました。教育長には、この点をどうか御理解をいただき、御答弁くださいますようお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。  
(拍手)

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 柴田議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、外国人宿泊者数の増加に向けた目標設定と取り組みでございませぬ。

昨年、本県の外国人宿泊者数は、「あきた未来総合戦略」で掲げた平成三十一年の目標値十万人を二年前倒しで達成したものの、他県との比較では依然として低位にとどまっております。その要因として、本県で

は、東北各県と比べ、中国系を中心とした外国人観光客が好むゴルフ場やスキー場などと一体化したリゾート型ホテルがないことや、団体客向けのアミューズメント型の大型宿泊施設も少ないことに加え、唯一の国際定期航空路線であるソウル便の運休や、東北のゲートウェイである仙台空港からのアクセスが不便であるほか、本県を周遊するツアーが桜や紅葉の時期に集中し、特に冬季に少ないことなどが挙げられます。

こうした中、最近の外国人旅行者の訪問先は、リピーター層を中心に大都市圏から地方へと移りつつあるほか、旅行形態も個人・小グループが主流になってきており、規模は小さいながらも個性的で魅力的な宿泊施設が多い本県にとって、よりオリエンタルムードを好み、近年増加傾向にある欧米系や富裕層、リピーター層を中心としたインバウンド誘客を拡大するチャンスであると考えております。

このため、県では、キラコンテンツである「秋田犬」を前面に打ち出した誘客プロモーションを核に、里山サイクリングや雪祭り、スノーアクティビティなど、秋田ならではのコンテンツの磨き上げによる体験型観光の推進、多言語案内アプリ「アキタノNAVI」の開発や二次アクセスの整備など受け入れ態勢の充実に取り組んでおります。こうした取り組みを加速するため、観光客の少ない冬季の誘客に向け、青森・天津便を活用した北東北三県の連携による中国人観光客の誘致や、仙台空港からたざわ湖スキー場へ直接アクセスする旅行商品の造成促進など、新たな取り組みを進めるための関連予算を本議会に提案しているところであります。

今後、外国人宿泊者数を一層増加させていくためには、本県と海外とをダイレクトに結ぶ国際航空路線の拡充が特に重要であります。今年度の海外チャーター便については、昨年度に続き百便を超える見込みとなつているほか、将来の定期便化をにらみながら、日本人も利用可能な週二便体制による運航を、この秋から冬にかけて計画している台湾の航空会社も出てきております。先月の台湾トップセールスでは、これまで

よりも長期間にわたり運航する、いわゆる定期チャーター便の実現に向け、私自ら航空会社のトップと折衝してきたところであります。こうしたチャーター便の安定的な運航を確保する上では、インバウンド対策はもとより、アウトバウンド需要の確保も課題となることから、今後は、市町村や民間団体等と連携し、需要の掘り起こしを進めながら、航空会社への働きかけを強化してまいります。

「第三期ふるさと秋田元氣創造プラン」に掲げた外国人宿泊者数二十万人という目標について、まずはできる限り早期に達成できるよう、各重点市場における旅行ニーズの動向をしっかりと見きわながら、より効果的な誘客策を大胆に展開してまいります。

次に、農業ICTの普及でございます。

人口減少を背景に、農業現場においても労働力不足が一層深刻化していく中で、本県農業が持続的に発展していくためには、規模拡大や法人化等による経営基盤の強化に加え、ICT等の先端技術を駆使して省力化と精密さを徹底的に追求し、生産効率の高い農業を展開していくことが重要であると考えております。こうした中、国では、先端技術の活用について、自動走行トラクターやトマト収穫ロボット等で超省力化・大規模化を可能とするもの、センシング技術等により多収で高品質生産を実現するもの、アシストスーツや除草ロボット等で軽労化を図るものなど、目的別に分類し、官民を挙げて研究開発に取り組んでおります。

本県でも、県立大学や機械メーカー等と連携しながら、稲作において、自動走行トラクターや水位センサー等により超省力化技術の実証を行うとともに、施設園芸については、生育ステージに応じて温度や養分等を自動で最適化する環境制御システムの実証などに取り組んでいるところでもあります。こうした先端技術は、収穫ロボットやアシストスーツなど単独で普及できるもの、稲作技術のように耕起から収穫までの作業を体系化して普及すべきものなど様々であることから、まずは技術への理解を深めるため、現在行っている現地での実演や研修会に加え、今後は、

法人経営者を対象としたビジネス塾等でも研修機会を増やしてまいります。

一方、収益性の高い農業は、先端技術の導入のみで実現できるものではなく、気象や生育状況に応じた適切な栽培管理など、経験に裏打ちされた技術も不可欠なことから、熟練した高齢農家の匠の技と、若手農家が得意とする先端技術をつなぎ合わせ、より効率的な農業の展開を目指すべく考えております。このため、多様な農業者が参画した集落型農業法人等において、若手とベテランそれぞれが持つ優れた技術とノウハウを組み立て、モデル的に実証しながら、先端技術の実用化に備えてまいります。こうした取り組みを通じて、経験豊かな秋田の農家の技術力や「農」への思いを次の世代に引き継ぐとともに、若い農家が時代に合った形に改良しながら新しい農業を展開することができるよう、しっかりとサポートしてまいります。

次に、ため池の安全対策について、防災対策でございます。本県では、三百四十三カ所の「防災重点ため池」のうち、施設規模や立地条件等から決壊した際に大きな被害が懸念されます百八十七カ所については、優先的に詳細調査を行い、その結果に基づき、必要な対策を講じることにしております。現在、これらのため池について、土質ボーリングや地震動解析による詳細な耐震性調査を進めており、今年度末までに約八割に当たる百五十五カ所で実施し、平成三十二年度までには全てで調査を終えることにしております。対策の工事については、調査結果を踏まえ、その要否や優先度を判断するとともに、実施時期や費用負担などについて、市町村やため池の管理者と十分な協議を行い、可能な限り速やかに着手したいと考えております。

また、県では、国が新たに創設した農業者の同意や負担を求めずに工事ができる「農村地域防災減災事業」をモデル的に実施しており、今後は、こうした事業も積極的に活用しながら、進捗率の向上に努めてまいります。

ハザードマップについては、市町村やため池の管理者と連携し、平成二十八年度までに全ての「防災重点ため池」において作成済みであります。これまでに公表されたものは、十二市町の百二十一カ所にとどまっております。公表が遅れている理由としては、公表により地域住民の不安感の助長が懸念されることに加え、他のハザードマップとの整合や、市町村の地域防災計画への反映に向け、防災担当部局との調整に時間を要しているためと認識しております。

しかしながら、比較的災害が少ない本県にあっても、毎年のように自然災害が起きている現状を踏まえ、地域住民の安全を確保するためには、速やかにハザードマップを公表し、周知することが重要であります。このため、県としましては、ハザードマップを利用した防災活動の優良事例を市町村に提供して公表を強く促すとともに、これまで三カ所で実施した地域住民と関係機関が一体となって行う避難訓練を、全域で実施するなど、農村地域の防災・減災に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、ため池の健全な保全でございます。ため池は、農業用水の確保のみならず、自然環境を維持していく上でも重要な施設であることから、適切な管理によって長期間にわたりその役割を発揮していくことが必要と考えております。

本県におきましては、ため池の保全に日本型直接支払制度を活用し、その活動組織やため池の管理者が維持管理を行っている地域があるものの、約六割のため池が水利組合や個人の管理で運営基盤が弱いことから、施設の維持や修繕に苦慮している箇所があることも事実であります。西日本豪雨災害を受けて実施した「全国ため池緊急点検」では、管理者と県、市町村、土地改良事業団体連合会が共同で行ったところであり、今後、関係する機関・団体が連携を深めながら、適切に管理していくという方針のもと、その健全な保全に努めてまいります。

また、現在、国においては、西日本豪雨災害を踏まえ「防災重点ため

池」のあり方を見直すとともに、危険性の高いため池を対象として緊急的かつ総合的な支援を検討しているところであり、県としましては、国の動向を注視しながら、新たな支援策にも適切に対応してまいります。私から以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 柴田議員から御質問のありました、高校生の学力向上についてお答えいたします。

各高校では、組織的・体系的なキャリア教育の実践のもと、生徒の進路実現に向けた取り組みを進めておりますが、議員御指摘のとおり、本県の大学進学率は、首都圏と比較しますと低い状況にあります。これは、経済的な背景に加え、専門学科で学ぶ生徒の割合の高さや、自宅から通学できる大学が少ないことなどが影響しているものと考えているところです。

この春に高校を卒業した生徒の国公立・管外大学合格率や進学率の低下につきましては、第一志望校へ果敢に挑戦し、今一步のところ合格できなかった生徒が前年度より多かつたなどの報告を受けており、高校生一人一人の目標に合わせた指導の充実を図る必要があると考えております。

県教育委員会では、新しい学習指導要領で求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善を推進するため、平成二十九年度から「探究活動等実践モデル校事業」を六校で実施し、今年度からは、そのうち四校に少人数学級を導入することで、学び合いなどの生徒の主体性を育む教育活動の充実を図り、一人一人が目が行き届くきめ細かな学習環境の整備を行っております。また、平成二十八年度からは、「秋田県高等学校学力・学習状況調査」を実施するなど、高校生の学びの質の向上に努めているところであります。

現在、国は高大接続改革を進めており、大学入試は、学力の三要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性をもって

多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価するシステムに大きく変わる見込みであることから、本県におけるこのような取り組みは、大学入試はもとより、新しい時代に対応した学力の育成につながっていくものと考えております。今後、生徒自らが未来社会を切り開いていくために必要となる資質・能力を一層確実に育成するため、取り組みの充実を図るとともに、学力向上の方策について検証を行いながら改善に努めてまいります。

●三十七番（柴田正敏議員） どうもありがとうございます。一点だけ教育長にお伺いをしたいと思います。

小・中学生では、いわゆる少人数数学級がどんどん進んでまいりまして、それが学力の向上にもつながっているんじゃないかというお話があり、私もそう思います。今年から高等学校で、いわゆるその地域の名門と言われる四校、大館鳳鳴、能代、秋田北、それから大曲で一年生からそれを導入するというのですが、なぜこの四校だったのかというところが一点。

それからもう一つ、その四校にとどまらず、次年度からはほかの学校にもこれを導入する予定があるのかどうか。

この二点をお答えいただきたいというふうに思います。

【教育委員会教育長（米田進君）】

●教育委員会教育長（米田進君） 現在、一年生に対して、少人数数学級ということで一クラスの人数を少なくして学習できるような環境を整えているのは、探求活動と実践モデル校事業ということで、平成二十九年度から実施している学校六校のうちの四校にお願いをして、少人数クラスで授業を展開してもらっております。これにつきましては、実は平成二十八年度から行っております全県の高等学校の学習状況調査を見ますと、やはりクラスの中でお互いにこういういろいろ学び合いをして、生徒たちが、要するに小・中学校のような形で話し合ったり、いろいろ調べたり、そしてそれをまた全体にフィードバックするような形で授業展開するとい

う形をとっている学校の生徒の方が、やはり応用的な問題も含めて非常に回答率がいいという傾向が見られました。そういうことで、今年度四校にやらせていただいているところです。

実際、この後、来年度どうするかということに関しては、今まだ具体的に決めているわけではありませんが、私たち教育委員会としては、今年度の状況を見ながら、できれば少し広げていければいいなと思っております。

以上です。

●議長（鶴田有司議員） 三十七番柴田議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は午後二時三十五分といたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十五分再開

出 席 議 員	三十九名
一 番 薄 井 司	二 番 加賀屋 千鶴子
三 番 吉 方 清 彦	四 番 石 川 徹
五 番 佐 々 木 雄 太	六 番 杉 本 俊 比 古
七 番 鈴 木 健 太	八 番 佐 藤 信 喜
九 番 加 藤 麻 里	十 番 佐 藤 正 一 郎
十一 番 三 浦 茂 人	十二 番 小 原 正 晃
十三 番 沼 谷 純	十四 番 今 川 雄 策
十五 番 鈴 木 雄 大	十六 番 高 橋 武 浩
十七 番 平 山 晴 彦	十八 番 石 川 ひとみ
十九 番 東 海 林 洋	二十 番 渡 部 英 治
二十一 番 菅 原 博 文	二十二 番 佐 藤 雄 孝
二十三 番 北 林 丈 正	二十四 番 竹 下 博 英
二十五 番 原 幸 子	二十七 番 田 口 博 聡
二十八 番 石 田 寛	二十九 番 三 浦 英 一

三十番	土谷 勝 悦	三十一番	工藤 嘉 範
三十二番	近藤 健一郎	三十三番	加藤 鉦 一
三十四番	佐藤 賢一郎	三十七番	柴田 正 敏
三十八番	大関 衛	三十九番	川口 一
四十番	小田 美恵子	四十二番	鈴木 洋 一
四十三番	北林 康 司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（竹下博英議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。三番吉方議員の発言を許します。

【三番（吉方清彦議員）登壇】（拍手）

●三番（吉方清彦議員） 会派みらいの吉方清彦です。本日は質問の機会をいただき、ありがとうございます。また、お忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

はじめに、今後の在宅医療についてであります。

本県では、加速化する人口減少社会に対して「攻めと守りの施策」を打ち出し、その方向性を探るべく、県議会においても特別委員会として「地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員会」が設置され、さきの議会において提言がなされました。私も委員として参加させていただきました。大変勉強させていただきました。その調査結果を踏まえまして、質問させていただきます。

まず、「医療、福祉の分野」についてであります。

国は、平成二十五年に「社会保障制度改革国民会議」の報告書をまと

めておりますが、ここでは、現在の医療の質を維持しながら負担を抑えるには、医療・介護の効率的運用をしていかなければならないとの財政上の問題からの変革を訴えております。また、平均寿命が六十歳台の時代に確立した「病院で治療し、社会復帰する」といった「病院完結型医療」から、医療の進歩の結果、平均寿命が八十歳台となった現在は、「生活の質」（クオリティ・オブ・ライフ QOL）を維持し、病気と共存しながら生活する「地域完結型医療」に移行すべきだとしております。この中では、病院から介護施設、そして在宅へと移ることを求めているわけですが、そのためには、「医療・介護・予防・生活支援」の「地域包括ケアシステム」をつくる必要があります。

言いかえれば、この変革は、人間に必ず訪れる「死」を前提として社会のあり方を考え直すといった、大変大きな転換点であります。地域包括ケアシステムの確立のためには、福祉分野だけではなく、生活全般の多職種の連携が必要であり、そのためには「県民全体の生活に対する意識改革」が必要とされます。国の社会保障制度改革の報告書が出されて既に五年たちますが、秋田県としてどのように考えているのか、具体的な取り組みをお聞かせください。

先般、特別委員会で意見交換した秋田大学の中村順子教授は、健康寿命が幾ら伸びても必ず不健康なときはあるとして、「クオリティ・オブ・ライフは、クオリティ・オブ・デスである」と表現して、「最後までその人らしく尊厳を大切にするという価値観への転換が必要である」と言っておられました。包括ケアとは、行政がつくって当てはめるのではなく、「本人」と「家族」が当事者として、人生のQOLを大切にするものであるとしております。そこでは、家族の生活の質もとても大切であり、介護で疲弊しないことが大事だとしております。もちろん、全員が自宅に戻れるわけでもなく、そもそも高齢者世帯や単身世帯では事情が違うと思いますが、それでも自分と家族が望めば、「在宅医療」と「家族による看取り」という選択ができる必要があると思



ます。

そのためには多くの課題がありますが、幾つか挙げれば、まずは在宅医と訪問看護師の不足があります。県が教育機関と連携して訪問看護師の育成などに助成するべきではないでしょうか。また、訪問看護ステーションが増えてきたとはいえ、まだ整備されていない自治体が八町村あります。そうしたところについては、県が主体となって整備を進める必要があると考えますが、地域の二次医療圏の病院と連携した効率良い整備はできないものか、あわせてお聞かせください。

また、医療関係も含めて、社会全体として在宅医療そのものへの意識改革も必要です。病院の医療をそのまま家庭に持ち込むのではなく、病院並みの医療はできないが、自分の生活の質を維持するために自宅にて必要な治療をするのだという意識の変革が必須となります。そのためには、県民が「どう暮らし、どのように最期を迎えたいか」を意識するための啓発活動が必要ではないでしょうか。他県では先進的な取り組みをしている医療法人もあります。私たちが特別委員会で訪問した愛媛県松山市の医療法人は、在宅医療専門のクリニックとしてオープンしました。「死に向き合うことにより、患者の生き方に向き合う」、そのことを大切にし、患者が「楽なように」、「やりたいように」、「後悔しないように」ということで、在宅での支援、そしてその先にある「看取り」を支援しております。現在の日本では、八〇%以上が病院等の施設で亡くなりますし、がんでは約九〇%となります。一九五〇年ごろは、八〇%以上が家で亡くなっておりました。現在の数字は、他の先進国と比べても高い割合です。松山市のクリニックでは、本人が望むのであれば、点滴や胃ろうで延命をするのではなく、自然な最期を迎えられるように支援しております。

社会全体ではまだ、延命をしないことは「見殺しにすること」と同じと捉える風潮があります。しかし、医療費の高額化という問題からではなく、誰にでも訪れる「死」というものに高齢化社会として正面から向

き合っていくことが大事だと思います。このような意識啓発を行う事業は、産業を振興したり、所得を増加させる施策とは違い、華やかさは全くありませんが、県民が「幸せに生きる」という大きな政治的課題であると思います。県として、今後の方向性をどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

次に、消防団の今後についてであります。

御存知のように、消防団は戦後、消防本部・消防署を補完する形で設置されました。その後、消防組織が整備されるに伴い、消防活動においては相対的に存在が小さくなりました。しかしなお、地震や水害・豪雪など自然災害への対応では、正職員の九倍ほどの定員があり、その地域に居住または勤務している地域密着性から、「地域のことをわかっている」、「これまでの災害を知っている」、「災害がどのようになるかの見通しがある」、これらの点で消防団は大きく秀でております。実際に災害発生後二十四時間以内の初期活動においては、地元消防団の果たす役割が大変大きいそうです。「自分たちの地域は自分たちで守る」との基本理念は、縮小社会にあっても大切な考え方です。しかし、現在、消防団員数は年々減少を続け、条例で定められる定数に対する充足率は、秋田県で八九%と九割を切っております。加えて、高齢化も顕著で、秋田県の消防団の平均年齢は四十五・四歳と、全国平均の四十・八歳を大きく上回っております。原因は、第一に若者の減少です。第二に就業構造の変化です。これは、社会における被雇用者、俗に言うサラリーマンの率が増えていることであり、秋田県においてもサラリーマン率は七七%と高くなっております。被雇用者は自分で時間配分がしづらく、結果として迷惑をかけられないとの感覚から、消防団を敬遠してまいります。第三の理由として、地域社会への帰属意識の変化があります。現代社会は生活の多様性が広がり、地域との濃密な付き合いを敬遠する若い人も増えました。消防団を支える社会的背景が変わってしまったのです。消防団も社会に合わせた変革が必要となります。その方策として、「女性

消防団員、学生消防団員の増加」、「機能別団員制度の充実」、「消防団に加入することによる充足感を得られる運営」が必要となってくると思っています。

昨年九月、本県で全国女性消防操法大会が開催されました。秋田県も含め、女性消防団員は増加の傾向にあります。しかし、本県の女性消防団員の比率は二・一四％と、全国平均の二・九三％を下回っております。災害時の女性でなければならぬ対応や応急手当、後方支援、独居老人への訪問など、女性消防団はますますその役割を期待されております。また、学生消防団員は、地域に帰った後、それぞれの消防団に所属することが期待されます。様々な要請に対応するためには、消防団も操法訓練や火災現場対応などを全て訓練するのではなく、団員個人に合わせた「機能別団員制度」がより重要になってまいります。

現在の社会は、地域の濃密な関係を嫌う一方で、災害時対応も含めてボランティア活動が大変盛んになってきております。「困っている人の役に立ちたい」という、人間としての尊い思いはみんな持っております。先述のとおり、消防団に求められる役割は大変大きいものがありますし、活動自体が若者の交流の場となり得ます。

このような背景をもとに、昨年七月二十八日付で——この日は、くしくも秋田県でも大雨洪水被害が起こった直後であります、消防庁から各都道府県知事宛てに通知が出ました。「消防団への加入促進に向けた取り組み」という文章の中で、以下のことに対して市町村に積極的に働きかけるとともに、県自体が主体的に取り組むことが求められております。それは、「経済団体や事業所などに対して、消防団員の勤務の免除やボランティア休暇への配慮などを求めること」、「消防団協力事業所へ減税措置や入札参加資格の加算等の優遇措置を検討すること」、「都道府県職員の消防団への加入促進を図ること」などです。同時に添付された資料の中で、大館市の看護福祉大学の機能別消防分団の設置例が紹介されておりました。また、他県では、ヤクルトレディによる消防団加

入と託児所の設置、市職員の防災研修としての入団などの例が出されておりました。

一方、本県の職員で消防団に所属する人は少ないと聞いております。国としても災害対応を含め消防団の必要性を強く認識しているからこそ、このような通知が出ているのだと思いますが、今までの秋田県の対応と今後の対策をお聞かせください。

次に、木材産業についてであります。

昨年の私の一般質問でもお聞きしましたが、取り巻く状況が大きく進展しているようですので、引き続きお聞きいたします。

二〇一六年の県内の木材生産量は百四十八万立米ですが、バイオマス発電を支えるためのチップ生産の増産もあり、秋田県ではその生産目標値を二〇二一年度百七十万立米と大変大きく見積もっております。低迷してきた木材産業がV字回復するとすれば、秋田県にとってはこの上ない喜びであると思います。しかしながら、需要の伸びがある一方で原木の価格は伸びておらず、原木価格は最盛期の六分の一のまま低迷しており、収入の少なさが林業従事者の減少の大きな原因となっているほか、再造林がなかなか進まない原因となっております。また、生産現場においては、最近までは山の集積所に出荷を待ったための木材が野積みされており、製品の劣化を招き、一層の収入減少につながっております。

そのような状況を打破すべく、二〇一六年より、白神森林組合では本格的に能代港からの丸太の輸出を始めました。二〇一六年度の試験的輸出では七千六百立米であったものが、昨年は二万七千八百立米、本年度は三万五千立米を予想しており、大きな伸びを見せております。主に、製材には向かないC・D級材を型枠や梱包用として輸出しておりますが、付加価値をつけない丸太輸出であることや、A・B級材が混ざって輸出されることに、製材業界からの批判があるのも現実です。しかし、原木輸出の特徴として、船にバラ積みで載せるので一度に大量に出荷できることと、「港頭取引」といって港に集めた段階で取引価格が決定すると

いう利点があります。特にこの取引の仕方は、相手側の在庫を気にすることなく、集めただけ売り切ることができるので、割安であっても安定収入に大きく貢献しております。

このような木材輸出の背景にあるものは、中国における木材需要の拡大に加え、農林水産省による木材輸出を柱とした「林業の成長産業化」を目指す強い取り組み姿勢です。日本の木材輸出の総額は、二〇一二年に九十三億円であったものが、二〇一七年には三百二十六億円と、たった五年で三・五倍に成長しております。その中で中国の割合は半分近くを占めております。農水省は、おとし五月、「農林水産業の輸出力強化戦略」を公表し、木材に関しては「杉・ヒノキを主として、中国・韓国・台湾を中心に輸出し、同時に、丸太中心の輸出から付加価値の高い製品の輸出の促進に取り組む」といいたしました。

現在、日本から中国への輸出は八〇%を丸太が占めております。この数字だけ見ますと、何やら日本は成長著しい中国に国の資源を投げ売りしているように見えますが、現状は少々違います。中国は元来、木材資源に乏しい国であり、二十年前から天然林の伐採を制限しており、昨年から商業目的の伐採は全面禁止となりました。また、中国における建築は鉄筋コンクリート構造が主流で、木材着工は少なく、あっても二×四工法が主流です。そうした中で、日本の建築基準法に当たる法律では、最近まで構造材として「杉・ヒノキ・カラマツ」など日本産木材は認められておりませんでした。また、日本の在来工法である「木造軸組工法」も同様に認められておりませんでした。そのような理由により、いわゆる住宅向け製材の需要はほとんどなく、そもそも木造建築のつくり方も普及していない状態でありました。ただ、日本の専門家のたび重なる働きかけにより、この法律が本年八月に改正され、日本の木材を使つた日本式の住宅建築が可能となりました。今後の現地での宣伝活動、中国人旅行者の日本での体験により、日本式の建築の需要が大きく伸びるとともに、日本製の木材製品の輸出が増大する可能性は十分にあります。

現状、中国の木材輸入に占める日本の割合は、丸太で一%、製材で〇・三%とまだまだ小さい状態です。このような状況を見ますと、今後の木材製品の輸出が確立する前段階として、原木丸太輸出もまだまだそのシェアを伸ばすことは可能であると考えられ、それは、ひいては日本産木材の知名度を上げることにつながると考えられます。

農水省では、今後の日本産木材のブランド化に加え、現状の原木丸太出荷を強化しようと考え、宮崎県・鹿児島県の共同出荷の取り組みを全国に拡大しようとしております。現在、丸太の輸出は九州地方が圧倒的シェアを持ち、秋田県は数%しかありません。県内の森林組合も原木丸太輸出に大きな興味を持ち、能代港に視察に来ておりますが、秋田港では木材を置く場所も確保できないと聞いております。資源を有効活用し、林業家の収入を上げ、森林資源の持続的活用のためにも、国の方針にのっとり、秋田県も原木丸太の輸出を後押しすべきと考えますが、いかがでしょうか。あわせて、今後の世界的動向も踏まえて、製品輸出等の具体的戦略についてお聞かせください。

また、現在の木材の取引に際して、山にどのような材料があるのか、欲しい人は誰なのかといった、現代では当たり前の「需要と供給が合うオンデマンドの近代的取引システム」が確立されていないと聞いております。効率の良い取引が全体に利益をもたらすことは言うまでもありません。県としてクラウドシステムの構築などにどのような支援をしているのでしょうか、お聞かせください。

次に、洋上風力発電についてであります。国の最新の「エネルギー基本計画」によれば、今後、再生可能エネルギーを主力電源として、その発電割合を二〇三〇年までに二二から二四%にするとしております。原発の再稼働を前提として、原子力の発電割合を二〇から二二%としておりますので、この数字は大変大きい割合です。しかし、既にスペイン・ドイツは、再生可能エネルギーの比率が三〇%を達成しておりますので、決して無理な目標ではありません。住民

の理解もありますので、計画どおりに進むかは別としますが、現段階の県内の計画では、八峰町沖十八万キロワット、能代港・秋田港の港湾内に合計十四万キロワット、能代市から男鹿半島にかけて四十五万キロワット、秋田市沖二十一万キロワット、由利本荘市沖七十万キロワットの合計約百七十万キロワットが計画されております。この数字は、原発の一・七個分、現在三号機を建設中の能代火力の総発電量に匹敵する能力となります。もちろん、風力発電の設備利用率は本県で三五%程度です。単純比較はできませんが、大変大きな数字であります。ある調査によりますと、秋田県に建設可能な洋上風力の総量は三百万キロワットだそうですので、理論上、まだ半分ほどの余地があるそうです。仮に、三百万キロワットの能力の風車が三五%の設備利用率で動いた場合、現在の買取額で年間三千三百億円の売電収入が秋田県の風によって生み出されると計算されております。

国のエネルギー政策の転換の中で、洋上風力建設はまさに「国策」として進められております。現在、秋田県は陸上風力において青森県に次いで全国二位の発電量であり、秋田県は全国でも風力発電の最適地であると言われております。現に秋田県の電力自給率は一九〇%であり、現在でも発電は秋田県の一つの大きな産業であると言えますが、ここに新たな再生可能エネルギーが産業として加わることによって、本県の今後に明るい材料を提供することになると思います。人口の社会減を止めることも不可能ではないかもしれませんが。八月二十八日には、能代港を風力発電の拠点として活用する期成同盟会が、県北自治体を中心として発足しました。今後、国、県、市町村が一体となって、新たな産業創出に邁進していくことが予想されます。

歴史を振り返りますと、国は、「国策」として一九六〇年前後から全国に化学コンビナートをつくりました。選定された地域は、大きな発展をなし遂げました。しかし、一方でよく知られるように、産業の発展を前面に出すことにより、不都合な部分は裏に隠され、公害問題をはじめ

として様々な問題が残された地域も多くありました。本県の洋上風力に關しても、既に多くの疑問な点や不安な点、今後改善すべき点や目標とすべき点が指摘されております。本県において再生可能エネルギーが県経済を支える大きな産業の屋台骨となることを期待して、今後の方向性と県民が不安に思う点について幾つかお聞きいたします。

洋上風力は、地上風力と比べて格段に高い技術力と大きな資金力を必要とします。ですから、事業主体は県外の大企業を中心とすることが多くなり、売電収入も当然その会社に入ります。しかし、「その地域に吹く風は、その地域の資源であり、他地域の会社が無償でそれを使うということ」に、地域からは不満が出ております。「技術や資本がないから関連産業だけに甘んじるといえるのは、十八世紀の植民地政策の搾取の構造と同じだ」との意見もあります。言いかえれば、「自分たちに何かメリットはあるのか」ということです。そのような声の中、秋田市沖合の洋上風力計画は、秋田市の会社が事業主体となっております。また、能代市では二年前、市と地元企業九社が立ち上げた陸上風力の事業で、建設費百六十億円のうち二億円を市民からファンドとして募りました。一人最大百万円までで、五年間固定で年利四%の利子。大変好評で、希望者の倍率は三・六倍もありました。どちらも、その事業が自分たちの地域のものだという当事者意識を持つことができます。このように、いきなりではなくとも徐々に風力発電が地域のエネルギー産業となるために、秋田県は今後どのような取り組みを行っていくつもりなのか、そして、電力が安くなるなど、県民が発電のメリットを感じられるような施策を考えているのか、お聞きいたします。

また、生み出した電力の地産地消も考えなくてはなりません。県が二〇一六年に出した「第二期秋田県新エネルギー産業戦略」では、再生可能エネルギーによる水素製造システムの構築に向けた検討を重点プロジェクトに掲げております。能代市では、地域にある風力発電由来の電気で水素を製造し、利用する実証実験が始まります。県として「方針」

から一步踏み込んだ、具体的な取り組み計画についてお聞かせください。  
現在、日本においては大規模な洋上風力はまだ稼働しておりませんが、それは今後予想がつかない事態が起きる可能性をも意味しております。漁業への影響や人体への影響も、現段階で「影響は決してない」と断言しているわけではありません。風車が原因の海難事故が起こるかもしれないかもしれません。そのような際、事業者に対して、県が停止命令なり、撤去命令なりを出す権限はあるのでしょうか。「想定外」で済ますわけにはいきません。何かの際には、県が最前線に立って県民を守り抜く、その決意がなければ、県民は洋上風力を受け入れることはないでしょう。まさに「アクセルとブレーキ」、一番大事なこの部分についてお答えいただきたく思います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。  
(拍手)

●副議長(竹下博英議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(佐竹敬久君) 登壇】

●知事(佐竹敬久君) 吉方議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、在宅医療の推進で、地域包括ケアシステムの確立でございます。平成二十七年度に実施した県の調査において、終末期に自宅での療養を希望している人は過半数となっております。住みなれた地域で最後まで安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムを構築することが必要でございます。

県では、これまで、在宅チーム医療を担うリーダーの育成や、在宅医療にかかわる薬剤師・看護師等の研修会のほか、ICTを活用した医療・介護の情報共有などの取り組みを支援し、在宅医療の提供に向け、多職種の連携を促進してまいりました。また、地域においては、共助組織等による移送サービスや食事の提供といった新たな動きも出てきているなど、在宅生活全般を支える地域基盤の整備は着実に進んできております。今後は、地域ごとに異なる医療・介護資源の状況等により、単独

での取り組みが困難な市町村への広域連携に向けた支援や、先進的な取り組みを行っている市町村の事例の紹介など、地域包括ケアシステムの一層の底上げを図ってまいります。

訪問看護師については、医療現場で一定程度看護師としての経験を積んだ方が従事する例が多いため、県では、養成のための講習会を昭和六十三年度から実施し、これまで七百名を超える修了者を輩出しているほか、従事後の資質向上に向けたフォローアップ研修も実施しており、引き続きその育成に努めてまいります。

また、訪問看護ステーションについては、利用者や医療関係者の理解をより深めていく必要があるほか、手薄な地域に新たに設置することから、地元のニーズを踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を検討してまいります。

次に、意識啓発でございます。

国では、今年三月、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を改訂したところであり、この段階における医療とケアについては、本人が家族や医療介護関係者と事前に十分話し合うことが重要であるとされています。県内でも、医療関係者による在宅や施設での看取りに係る研修会や講演会が行われているところでありますが、今年四月に施行した医療計画の策定に向けた検討会においても、在宅での看取りについて、県民に対する啓発がなお一層必要であるとの指摘を受けております。

人生の最終段階における医療とケアについては、個人の価値観に左右される場所が大きいことから、社会の中で相互理解が図られるよう、関係団体と連携して取り組んでまいります。

次に、消防団員の確保でございます。

高齢化の進行や雇用形態の変化等を要因として、消防団員の減少が続いていることから、県では「秋田県防災・減災行動計画」において、基

本団員をはじめ、特定の活動に従事する機能別消防団員や女性・学生消防団員の確保に向けた取り組みを掲げ、市町村とともに加入促進に取り組んでおります。

女性消防団員の確保については、女性消防団ネットワーク会議を開催し、現役女性団員による勧誘を行うとともに、学生消防団員については、県内大学等に学生の参加を呼びかけたほか、市町村に対して「学生消防団活動認証制度」の導入を働きかけております。また、企業における消防団員の増加を図るため、消防団協力事業所の認定や工事等の入札参加資格の加算評価制度を推進するとともに、経済団体等に対して、災害時の勤務免除やボランティア休暇等に配慮することを求めているところであります。

こうしたことにより、機能別消防団員数等は増加してきておりますが、消防回全体としては依然として団員が減少していることから、退団後も引き続き経験を生かして活動する「OB団員制度」を広げていく必要があるものと考えております。このため、今後は、市町村に対し、OB団員を主体として大規模災害時に限って出動する「大規模災害団員制度」等の導入を働きかけるほか、県職員については、大規模災害時は災害対応に当たるものの、地域での火災消火や広報活動等に従事できることから、入団を奨励するなど、地域防災の中核となる消防団員の確保に努めてまいります。

次に、木材産業の振興でございます。

まず、原木等の輸出対策でございますが、本県の杉人工林が本格的な利用期を迎え、原木の生産量が年々増大していく一方、新設住宅着工数の減少等により国内需要の伸びに限界があることから、海外市場の開拓にも積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

木材の輸出に当たり、本県においては、製材や合板をはじめ、多様な製品を生産する企業が集積していることから、加工適性のあるものは、原木のままよりも、その強みを生かし、付加価値を高めた木製品として

の輸出に力を入れていくことも必要であります。県では、これまで、韓国やイタリアをターゲットに需要動向を把握するとともに、展示会に内装材や家具を出展し、秋田杉製品の認知度の向上等に取り組んでおり、自らの加工技術を生かした製品を積極的に輸出する企業も出てきております。

このような中であって、今後の海外展開を展望しますと、鹿児島県や宮崎県でも原木から製品輸出に戦略を転換していることから、製品分野においても、産地間競争が一層激しくなることが予想されます。県としては、大口需要が期待できる中国やアメリカ等まで対象国を広げ、それぞれが求める製品の規格やニーズにしっかりと対応するとともに、現地において販路や商習慣に精通しているビジネスパートナーと連携しながら、さらなる輸出の拡大に努めてまいります。

クラウドシステム構築等への支援でございます。

県内における原木の需給状況を見ますと、一時的に供給過剰となる一方、木材加工企業では、必要とする品質や規格の原木が不足するなどのミスマッチが見受けられます。このような状況に対応するため、原木を供給する関係団体では、伐採を予定している森林の所在地や資源量などの川上の情報と、川下が求める品質や規格などの情報を共有し、効率的な取引を目指すクラウドシステムを構築することにしております。

県では、実効性のあるシステムとするため、関係団体からなる検討会を立ち上げ、提供すべき情報やマッチングの仕組みなどについて意見を聞くとともに、それを反映したソフト開発に支援しているところであり、今後は、このシステムが円滑に運用され、川上と川下のマッチングが促進されるようサポートしてまいります。

次に、洋上風力発電について、地域のメリットでございます。

県では、洋上風力発電の導入に当たりその経済効果の最大化を図るため、発電事業への直接参入に向け、地元の金融機関や企業の資本参加を後押しするとともに、発電事業者とのマッチング機会の提供等により、

建設工事やメンテナンス、部品製造等への参入についても促進してきております。また、風車が立地する地域の住民が直接メリットを享受できる仕組みが重要であることから、今年度新たに「風力発電に係る地域共生事業検討会議」を立ち上げ、関係市町と意見交換を行っているところであります。

県内では、先行する陸上風力発電事業者によって、市民ファンドの活用のほか、大学への研究費支援、学校や図書館への図書寄贈など様々な地域貢献活動が行われており、中でも、首都圏の生協グループでは、にかほ市に建設した風車の売電収益を活用し、地元食材を生かした特産品の開発や販売への支援、生協会員と地域住民との交流事業等を積極的にを行い、地域と良好な関係を築いております。

今後、より計画が具体化していく洋上風力発電についても、地域共生事業検討会議を通じ、関係自治体と連携しながら、地域住民が利益を実感できる地域貢献策を検討していくとともに、その実践を各事業者に促してまいります。

次に、電力の地産地消でございます。

国では、再生可能エネルギー由来水素の利用拡大に向け、二〇三二年ごろの商用化を目指し、多様な技術開発と低コスト化を推進するための取り組みが進められております。県におきましても、産学官のコンソーシアムを設立し、セミナーの開催や先進事例調査等を実施するとともに、国に対し、県内での実証事業の実現に向けて要望を繰り返し行ってきたところであります。

こうした中、能代市や仙北市においては水素製造等に関する実証試験が始まっており、県としましては、コンソーシアムの活動を通じ、こうした実証試験等を後押しするとともに、再生可能エネルギーによる水素製造システムの構築に向けた検討を進め、水素社会の到来に備えた取り組みを推進してまいります。

次に、安全対策でございます。

洋上風力発電の設置に当たっては、電気事業法に基づく構造上の安全性等に関する審査や、環境影響評価法に基づく騒音、動植物などへの影響に関する審査のほか、専門家等による船舶航行安全委員会を設置して航行の安全性を確保するための検討も行われることになっております。また、稼働後は、国が電気事業法に基づく定期検査を新たに義務づけ、これを審査するほか、海域の占用・使用許可権者として、県におきましても、許可施設が適切に管理されるよう指導してまいります。

県としましては、仮に不測の事態が発生した場合には、電気事業法に基づく停止命令等の権限はないものの、国と密接に連携し原因究明を行い、対策を講じるよう事業者に求めるなど、県民の安全を最優先に対応してまいります。

以上でございます。

●三番（吉方清彦議員） 一点だけ質問させていただきます。

木材に関しましてですけれども、原木より確かに製品を輸出するべきだと、これは当然だと思えます。しかし、現状で今、輸出が多く行われ、そして県内の森林組合のほか、県外の森林組合も見に来ていると聞いております。そういった状況につきまして、県としてはどう思われているのか。そして、ものによってであるが、いいものをそのまま出すというのはやはり非常にもったいないことですが、なかなか使えないものを、割安であるが安定的に出していけるといってメリットに関してどう思われているのか。そして、やりたいという人たちがいるが、場所が——港とかで置き場所がないということに困っているというお話を聞いております。そういう点に関しましては、どう思われておりますでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） やはり原木でもいいものをそのまま出すというよりも加工に回した方が、経済性もありますし。ただ、原木で加工適性がないものをどのように集約するか、どのように分けるかということですから、ばらばらになりますと、いずれもまずいものですから、そういうところ

ろでどのように仕分けするかという、これがひとつだと思えます。

現実において、原本が足りないという状況もございます。余り原本のまま出しますと逆に県内でその製造ができませんので、県内からその部分の製造のラインを圧縮するという事は、県内の雇用に結びつくというよりもマイナスの影響がございます。そこら辺のバランスもございませぬ。ただ、そこをですぬ、余り使わない、これを山におきっぱなしで腐らせるという、こういうものはやはり、そこまでいなくても、加工適性がないものをどうするか、そこら辺がこれからの研究課題だと思えます。やはり木材産業界と、そこら辺をどう詰めるか。あと、その場合において、どういうヤードを設けるかという。なかなか秋田港にはございませんで、やはり能代港あたりでそういうことができるのであれば、そういうシステムを区分するという、そういうことも、今後、港湾計画、あるいは港湾ビジョンの中で検討していく必要があると思えます。

●副議長（竹下博英議員） 三番吉方議員の質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十九分散会